

(案)

提 言

性的マイノリティの権利保障をめざして（Ⅱ）  
—トランスジェンダーの尊厳を保障するための  
法整備に向けて—



令和2年（2020年）〇月〇日

日 本 学 術 会 議

法学委員会

社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会

この提言は、日本学術会議法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

### 法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会

委員長	三成 美保	(第一部会員)	奈良女子大学副学長・教授 (研究院生活環境科学系)
副委員長	二宮 周平	(連携会員)	立命館大学法学部教授
幹事	長 志珠絵	(連携会員)	神戸大学大学院国際文化学研究科教授
幹事	谷口 洋幸	(連携会員)	金沢大学国際基幹教育院准教授
	伊藤 公雄	(第一部会員)	京都産業大学現代社会学部客員教授 (ダイバーシティ推進室長兼任)
	隠岐さや香	(連携会員)	名古屋大学大学院経済学研究科教授
	戒能 民江	(連携会員)	お茶の水女子大学名誉教授、放送大学足立学習センター客員教授
	紙谷 雅子	(連携会員)	学習院大学法学部教授
	國分 典子	(連携会員)	法政大学法学部教授
	榊原富士子	(連携会員)	弁護士 東京弁護士会
	島岡 まな	(連携会員)	大阪大学大学院法学研究科教授
	高橋 裕子	(連携会員)	津田塾大学学長、学芸学部教授
	武田万里子	(連携会員)	津田塾大学学芸学部教授
	立石 直子	(連携会員)	岐阜大学地域科学部地域政策学科准教授
	建石真公子	(連携会員)	法政大学法学部教授
	棚村 政行	(連携会員)	早稲田大学法学学術院教授
	名古 道功	(連携会員)	金沢大学名誉教授
	星乃 治彦	(連携会員)	福岡大学人文学部教授・副学長
	吉沢豊予子	(連携会員)	東北大学大学院医学系研究科保健学専攻教授
	吉田 道代	(連携会員)	和歌山大学観光学部観光学科教授

本提言の作成にあたり、以下の職員が事務を担当した。

事務局	高橋 雅之	参事官 (審議第一担当)
	酒井 謙治	参事官 (審議第一担当) 付参事官補佐
	實川 雅貴	参事官 (審議第一担当) 付審議専門職付

## 要 旨

### 1 本提言の背景

本提言の目的は、「性的マイノリティ／LGBT」の尊厳を保障するための法整備に関する提案をなすことである。2017年9月、本分科会は、提言「性的マイノリティの権利保障をめざして——婚姻・教育・労働を中心に」を発出した。本提言は、2017年提言を継承し、その後の社会変化に対応していっそう具体的な提言を目指すものである。本提言では、トランスジェンダーの権利保障に焦点をあてたい。

目下、日本でもメディアにおける性的マイノリティの認知度が高まりつつある。教育・労働分野を中心に具体的な取り組みも活発になってきた。しかし、性的マイノリティを取り巻く現状は、依然として楽観視できるものではない。とくにトランスジェンダーについては、彼ら／彼女らを取り巻く環境の困難さがますます明らかとなっている。

EU 諸国をはじめ、トランスジェンダーの権利保障が着実に進められている国もある。しかし、世界では、トランスジェンダーに対する殺人・暴力事件はあとをたたず、性的マイノリティの権利保障に積極的である国でも、トランスジェンダーに関する施策の停滞や後退がみられる。また、ジェンダー抑圧構造を問題視してきたはずのフェミニストの一部からも誤解や偏見に基づくトランスジェンダー排斥の動きもみられる。

### 2 2017年提言以降の日本の状況と本提言の目的

2017年提言では、①差別解消のための根拠法の制定と包括的な法政策の策定を求め、具体的には、②婚姻の性中立化、③教育機関、④雇用・労働における性的マイノリティの権利保障の必要性を掲げた。このうち、③と④についてはかなりの進展が見られた。また、自治体でも、同性パートナーシップ制度の導入や公文書における性別記載の見直し等が進められている。しかし、①差別解消の根拠となる法律については、いくつかの法案が出されているものの、まだ成立には至っていない。②同性間の婚姻に肯定的な世論が増えており、婚姻の性中立化の法案も出されているが、成立は厳しいのが現状である。

立法府における性的指向・性自認(SOGI)差別解消／理解増進を目指すいずれの提案においても、教育・労働・社会生活における性自認を理由とする差別への取り組みが明記されている。しかし、特例法がトランスジェンダーの身体変更や生殖腺切除を強制するものである以上、トランスジェンダーの人権(個人の尊厳や自己決定権)が尊重されているとは言えない。個人の性自認・ジェンダー表現を尊重する法・社会政策の実現は、トランスジェンダーだけでなく、ジェンダー抑圧構造により不利益を受けるすべての人々の権利保障にもつながる。

以上をふまえ、本提言では、①「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(2003年)の廃止とそれに代わる新法(「性別記載変更法(仮称)」)の制定、②多様な分野で生じている人権侵害を防止するための性的マイノリティに特化した人権保障法の制定と実効性の高い政策の実施を求める。②の制定を通して、最終的には、③あらゆる差別の解消をめざす包括的な差別解消法の成立を展望したい。

### 3 提言

**提言 1** 法務省は、トランスジェンダーの権利保障のために、国際人権基準に照らして、現行の性同一性障害者特例法に代わる性別記載の変更手続に係る新法（「性別記載変更法（仮称）」）の法案を速やかに取りまとめるべきである。

トランスジェンダーの人権保障のためには、本人の性自認のあり方に焦点をあてる「人権モデル」に則った性別変更手続の保障が必須である。現行特例法は、「性同一性障害」（2019年WHO総会で「国際疾病分類」からの削除を決定）という「精神疾患」の診断・治療に主眼を置く「医学モデル」に立脚しており、速やかに廃止されるべきである。特例法に代わる新法は「性別記載の変更手続に関する法律（仮称）」（略称「性別記載変更法」）とし、国際人権基準に則した形での性別変更手続の簡素化が求められる。以上の見地から、法務省による速やかな法案の取りまとめと国会における迅速な立法化が求められる。

**提言 2** 日常生活のあらゆる場面でトランスジェンダーを含む性的マイノリティの人権が侵害されることがないように、法務省は、性的マイノリティの権利保障一般について定めた根拠法の法案策定に速やかに取り組むべきである。関係省庁及び自治体もまた、今まで以上に実効性の高い権利保障政策の立案・実行・評価につとめることが望まれる。

トランスジェンダーを含む性的マイノリティの権利保障を真の意味で実現するためには、性自認やジェンダー表現を「個人の尊厳」ないし「性的自己決定」として明確に保障する根拠法（LGBT権利保障法・SOGI差別禁止法など）の制定が不可欠である。法務省は、①「性的指向・性自認・ジェンダー表現・性的特徴」にもとづく差別およびハラスメントの禁止、②実施されるべき措置、③人権保障の履行確保制度を盛り込んだ根拠法の法案策定を進めるべきである。現状でも、性的マイノリティの権利保障のための政策が進められているが、目標設定に具体性を欠き、調査や政策評価も不十分である。内閣府・法務省・文部科学省・厚生労働省・外務省・スポーツ庁などの関係省庁及び自治体は、これまで以上に実効性の高い性的マイノリティの権利保障政策を立案・実行し、適正に評価することが期待される。根拠法は、このような政策の指針および評価基準となることが望まれる。

**提言 3** 日本は、将来的には、国連人権諸機関から求められている包括的な差別禁止法の制定を目指すべきである。その意味で、性的マイノリティの権利保障法は、包括的差別禁止法の制定に向けた第一段階として位置付けられねばならない。中央省庁や自治体が連携して包括的な差別禁止法政策を推進し、当事者団体・教育機関・企業・専門家・市民等の協力のもとに、国際人権基準に適った多様性に富む日本社会を築くことが期待される。

日本政府は、国連自由権規約委員会から、性別・人種・宗教などを含む包括的な差別禁止法の制定を勧告されている。社会構造に起因する差別の多くは、複合的かつ交差的であるため、個別の差別禁止法では十分に対応できない。したがって、性的マイノリティの権利保障法は、あくまで包括的差別禁止法制定に向けた過渡的なものと認識されるべきである。今後、日本政府と市民が協力して包括的差別禁止法の制定に向けた取り組みを進め、国際人権基準に適った多様性に富む日本社会を築くことが期待される。

## 目 次

1	本提言の背景	1
(1)	本提言の目的	1
(2)	2017年提言以降の日本の状況と今後の課題	1
2	性自認及び性的指向の尊重——「尊厳としての性」の保障	2
(1)	日本における取り組み——進展と限界	2
(2)	性同一性障害者特例法の廃止——「個人の尊厳」を保障するために	2
(3)	性的マイノリティの権利保障法——「包括的差別禁止法」の第一段階として	3
3	性同一性障害者特例法の廃止と新法の制定——「医学モデル」から「人権モデル」へ	3
(1)	特例法廃止と新法制定を要する背景	3
①	特例法における「性同一性障害者」の定義	3
②	特例法が定める性別取扱い変更のための5要件——「高すぎるハードル」	4
③	人格権としての性自認	4
(2)	「性同一性障害」から「性別違和」「性別不合」へ——「医学モデル」から「人権モデル」へ	5
①	「性同一性障害」概念の登場——精神疾患の診断名として	5
②	「性別違和」「性別不合」——トランスジェンダーの「脱病理化」	6
③	「性同一性障害」を法律名称から削除する必要性	6
(3)	特例法における性別取扱い変更要件の問題性	6
①	年齢要件	6
②	非婚要件	7
③	子なし要件	8
④	生殖不能要件	9
⑤	外性器近似要件／外観要件	10
(4)	戸籍の記載——性別変更履歴の移記の廃止	11
(5)	性別記載変更の手続——自己申告制・性別記載の再変更の容認	11
4	性的マイノリティの権利保障——法政策の射程	12
(1)	性的マイノリティの権利保障のための法政策の必要性	12
(2)	多様な生活場面における差別・抑圧と施策の展開	12
①	教育分野におけるトランスジェンダー児童生徒への配慮	12
②	雇用・労働分野における取り組みの進展と今後の課題	13
③	医療従事者に対するSOGI教育の必要性	14
④	スポーツ分野におけるSOGI差別禁止	14
⑤	政治・メディア分野における差別的表現	15
(3)	公権力による人権侵害の排除	15
①	刑事収容施設における「性別処遇」	15

②	難民認定および入国管理センターにおける SOGI 差別	16
(4)	基本的人権保障の不十分さ	16
①	目標の漠然さ——人権啓発活動における取組と限界	16
②	政策評価の不十分さ——男女共同参画政策における LGBT 権利保障	16
5	性的マイノリティの尊厳の保障——三つの課題	17
(1)	性的マイノリティに特化した権利保障法の必要性	17
(2)	日本の現行法制度の限界——三つの「不在」	17
①	性的マイノリティを直接的に規定する文言の不在	17
②	差別そのものの定義の不在	17
③	人権保障のための独立した国内人権機関の不在	18
(3)	三つの課題	18
①	性的指向・性自認・ジェンダー表現・性的特徴にもとづく差別およびハラスメントの禁止	18
②	実施されるべき措置	19
③	人権保障の履行確保制度	19
6	提言	20
	<用語解説>	21
①	性的マイノリティ/LGBT	21
②	性的指向	21
③	性自認	21
④	ジェンダー表現	21
⑤	性的特徴	22
⑥	出生時に割り当てられた性別	22
⑦	トランスジェンダー	22
⑧	SOGI/SOGIE/SOGIESC	22
⑨	性別適合手術 (Sex (Gender) Reassignment Surgery=SRS (GRS))	22
⑩	世界保健機関 (WHO)「国際疾病分類 (ICD)」	22
⑪	アメリカ精神医学会『精神障害の診断と統計マニュアル (DSM)』(『精神疾患の分類と診断の手引])	23
⑫	日本精神神経学会「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン」	23
⑬	脱病理化 (depathologization)	23
⑭	経済産業省事件 (東京地判令和元年 12 月 12 日)	23
⑮	ビジネスと人権に関する指導原則 (国連)	24
	<参考文献>	25
	<参考資料 A (表) >	31
表①	日本国内における LGBT 対応 (網掛けは国連人権諸機関からの LGBT 勧告)	31
表②	性同一性障害者特例法による性別の取り扱いの変更数の推移 (司法統計による)	33

表③ 性別違和感を自覚し始めた時期	33
<参考資料B (法令・判例等)>	34
資料① 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 (2003 年制定、2008 年改正) (抄)	34
資料② 日本学術会議法学委員会 LGBTI 権利保障分科会 提言「性的マイノリティの権利保障をめざして—婚姻・教育・労働を中心に—」(2017 年 9 月 29 日) (提言箇所のみ抜粋)	34
資料③ 手術要件について判断した裁判例	35
③-1 最高裁第 2 小法廷平 31 (2019)・1・23 決定	35
③-2 AP・ギャルソン・ニコ対フランス事件判決 (欧州人権裁判所 2017 年 4 月 6 日) の要旨 (抜粋)	38
資料④ WHO (世界保健機関)、国連合同エイズ計画 (UNAIDS)、国連人口基金 (UNFPA)、国連開発計画 (UNDP)、国連人権高等弁務官事務所 (UNHCHR)、国際連合人権高等弁務官事務所 (OHCHR)「強制・強要された、または不本意な不妊手術の廃絶を求める共同声明」(2014 年) (Eliminating forced, coercive and otherwise involuntary sterilization - An interagency statement) (2014 年 5 月 30 日)	40
資料⑤ 諸外国の法令・判例	40
⑤-1 マルタ	40
⑤-2 ドイツ	46
⑤-3 フランス	46
⑤-4 年齢要件に関する諸外国の法令	49
⑤-5 ヨーロッパ・中央アジア 54 ヶ国における法的性別変更の状況 (2020 年) (抜粋)	50
資料⑥ SOGI (性的指向・性自認) の多様性に関する学長共同宣言 (2018 年)	51
資料⑦ 医学教育における LGBT 教育	51
資料⑧ 東京オリンピック憲章 (2018 年)	51
資料⑨ スポーツ分野における SOGI 差別解消に向けた動き (紹介と解説)	52
⑨-1 : 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会「持続可能性に配慮した調達コード」(2017 年)	52
⑨-2 : 日本体育協会 (現: 日本スポーツ協会)「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」(2013 年)	52
⑨-3 : スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>」「同<一般スポーツ団体向け>」(2019 年)	52
資料⑩ 性的マイノリティに対する政治家等による差別的な言動例	52
⑩-1 : 政治家等による発言・文章として報道された例	52
⑩-2 : メディアにおける性的マイノリティに対する差別的な言動例	53
資料⑪ 啓発活動強調事項 17 項目—うち、(14) (15) が SOGI 差別排除	53
資料⑫ 国連人権諸機関からの日本政府への勧告—性的マイノリティの権利保障に	

関する言及を含む箇所 .....	53
⑫-1 自由権規約委員会・総括所見（2014年） .....	53
⑫-2 国連社会権規約委員会からの勧告（2013年） .....	54
⑫-3 国連女性差別撤廃委員会からの勧告（2016年） .....	54
⑫-4 国連人権理事会第3回普遍的審査における勧告（2018年） .....	54
資料⑬ 国連人権諸機関からの改善勧告——包括的な差別禁止法の勧告 .....	55
⑬-1 女性差別撤廃委員会・総括所見（2016年） .....	55
⑬-2 人種差別撤廃委員会・総括所見（2018年） .....	56
資料⑭ パリ原則にもとづく国内人権機関の設置に関する国連人権諸機関からの勧告 .....	56
⑭-1 自由権規約委員会・総括所見（2014年） .....	56
⑭-2 女性差別撤廃委員会・総括所見（2016年） .....	56
⑭-3 人種差別撤廃委員会・総括所見（2018年） .....	57
資料⑮ 多様な性をめぐる競技への参加資格（日本スポーツ協会ガイドラインから） （2020年） .....	57
<参考資料1> 審議経過 .....	59
<参考資料2> 公開シンポジウムポスター .....	60



## 1 本提言の背景

### (1) 本提言の目的

本提言の目的は、「性的マイノリティ／LGBT」（用語解説①）の尊厳を保障するための法整備に関する提案をなすことである。「性的マイノリティ」とは、「性的指向」（用語解説②）、「性自認」（用語解説③）、「ジェンダー表現」（用語解説④）および「性的特徴」（用語解説⑤）のいずれか、または複数において、マジョリティとは異なる多様な性を生きる人びとを指す。本提言では、とりわけ、性自認が「出生時に割り当てられた性別」（用語解説⑥）とは異なる「トランスジェンダー（トランス女性／トランス男性）」（用語解説⑦）の権利保障に焦点をあてる。その上で、トランスジェンダーを含むすべての性的マイノリティの権利保障に向けた課題を展望したい。

目下、日本でもメディアにおける性的マイノリティの認知度が高まりつつある。教育・労働分野を中心に具体的な取り組みも活発になってきた[1][2]。しかし、性的マイノリティを取り巻く現状は、依然として楽観視できるものではない[3]。とくにトランスジェンダーについては、彼ら／彼女らを取り巻く環境の困難さがますます明らかとなっている[4]。欧州諸国をはじめ、トランスジェンダーの権利保障が着実に進められている国もある。しかし、世界では、トランスジェンダーに対する殺人・暴力事件はあつとをたたず、性的マイノリティの権利保障に積極的である国でも、トランスジェンダーに関する施策の停滞や後退がみられる[5]。また、ジェンダー抑圧構造を問題視してきたはずのフェミニストの一部からも、誤解や偏見に基づくトランスジェンダー排斥の動きもみられる[6]。

以上をふまえ、本提言では、三つの点を論じて今後の課題を指摘する。

第一に、トランスジェンダーの法的性別を変更するための要件と手続を定める「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（以下、「性同一性障害者特例法」あるいは「特例法」という。）（2003年）（資料①）の廃止とそれに代わる新法（「性別記載変更法（仮称）」）の成立を求める。

第二に、多様な分野で生じている性的マイノリティに対する人権侵害を概観し、性的マイノリティの権利保障全般に関わる問題を整理する。

第三に、上記一と二をふまえ、SOGI 差別（＝性的指向・性自認にもとづく差別）（用語解説⑧）の解消に向けた法整備について、国際人権法、比較法、実務（判例）の見地から今後の課題を示す。

### (2) 2017年提言以降の日本の状況と今後の課題

2017年9月、本分科会は、提言「性的マイノリティの権利保障をめざして——婚姻・教育・労働を中心に」（以下、「2017年提言」という。）を発出した[7]。「性的マイノリティの権利保障をめざして（Ⅱ）」と銘打つ本提言は、2017年提言を継承し、その後の社会変化に対応していっそう具体的な提言をめざすものである。

2017年提言では、①差別解消のための根拠法の制定と包括的な法政策の策定を求め、具体的には、②婚姻の性中立化、③教育機関、④雇用・労働における性的マイノリティの権利保障の必要性を掲げた（資料②）。このうち、③教育と④雇用・労働については、

かなりの進展が見られた（後述 4(2) ①②参照）。また、東京都で SOGI 差別禁止を明記した「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」（2018 年）が成立し、SOGI 単独の基本計画も策定された。他の多くの自治体でもパートナーシップ証明制度の導入が進んでいる[8]。公文書における性別記載の見直しも進められている[9]。一方、①差別解消の根拠となる法律については、いくつかの法案が出されているものの、まだ成立には至っていない[10]。SOGI 差別解消／理解増進をめざすいずれの法案においても、教育・労働・社会生活における性自認・性的指向を理由とする差別をなくすための取り組みが明記されている[11]。しかし、②同性間の婚姻についてはきわめて抑制的である。同性婚に肯定的な世論が増えており、婚姻の性中立化の法案も出されているが[12]、現状では成立の見通しがたっていない。

「性的マイノリティの権利保障」をめざすには、個人の性自認・ジェンダー表現を尊重する法政策の実現が不可欠である。その意味でも、日本で唯一の LGBT 法である性同一性障害者特例法を根本的に見直し、トランスジェンダーの権利保障を国際人権水準に合わせることは、すべての性的マイノリティの権利保障の基礎をなすと言える。ひいては、それはジェンダー抑圧構造により不利益を受ける人びとの権利保障にもつながる[13]。

## 2 性自認及び性的指向の尊重——「尊厳としての性」の保障

### (1) 日本における取り組み——進展と限界

「すべての国民は、法の下に平等」（日本国憲法 14 条）であると述べられているとおり、人権は個人の属性や特徴にかかわらず保障される。また、世界人権宣言が「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」（1 条）と規定することの当然の帰結として、人権はすべての人がその享有主体となる。

「性別」に基づく差別の禁止は、日本国憲法 14 条の差別禁止事由として明記されているだけではない。男女共同参画社会の実現を「二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題」（前文）と位置づけた男女共同参画社会基本法もまた、「性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている」（前文）としている。同法のもと、男女の人権の尊重等の五つの基本理念にもとづいて、国の基本計画および地方公共団体の具体的な施策が実施されている。

国際社会の動向にあわせ、21 世紀以降、日本国内でも徐々に取り組みが進みつつある（表①）。しかし、国連人権諸機関から示された性的マイノリティ関連の勧告はまだ十分に果たされていない。「尊厳としての性」の保障をめざす国連人権諸機関の取り組みと日本の取り組みにはなお隔たりが大きい。

### (2) 性同一性障害者特例法の廃止——「個人の尊厳」を保障するために

2003 年に成立した性同一性障害者特例法は、トランスジェンダーの人びとが自らの性自認に基づいて生きることを可能にした[14]。しかし、同法が定める厳格な要件は、疾病分類の変更等の社会状況に対応できないだけでなく、個人の性自認やジェンダー表現の尊重という人権保障の視点から根源的な問題をはらんでいる。現行の法制度に自らを

適合させるため、望まない手術や自己の意思とは異なる離婚を「選択」するトランスジェンダーもいれば、それらの要件のために性別表記を変更できないトランスジェンダーもいる。「医学モデル」に基づく特例法を廃止し、「人権モデル」に即した「性別記載変更法（仮称）」が成立すれば、性別は、トランスジェンダーの人びとも含めて、「個人の尊厳」（世界人権宣言、日本国憲法 13 条）に属するものとして尊重される（後述 3 参照）。

しかし、「性別記載変更法（仮称）」が成立しても、トランスジェンダーの抱える問題がすべて解決するわけではない。そもそも性別の表記はトランスジェンダーの人びとを取り巻く困難の一つにすぎない（後述 4 参照）。性別の表記を変更しても、学校や職場、日常生活のあらゆる場面で、性自認やジェンダー表現が即座に自動的に尊厳をもって取り扱われるとは限らない。真の意味での人権保障を実現するためには、性自認やジェンダー表現を「個人の尊厳」として明確に保障する根拠法——SOGI 差別解消のための根拠法の制定と人権・労働・教育・家族生活のすべてを網羅する包括的法政策の策定（2017 年提言）——が不可欠である（後述 5 参照）。

### （3） 性的マイノリティの権利保障法——「包括的差別禁止法」の第一段階として

では、性的マイノリティに特化した差別解消のための根拠法を制定し、包括的な法政策を策定すれば、問題は解決するのか。決してそうではない。あらゆる差別禁止を射程に収める、より根本的な「包括的差別禁止法」が必要である。社会構造に起因する差別の多くは、「複合性」（二つ以上の理由にもとづく差別）や「交差性」（他の差別が見逃されやすい状態）をもつため、一つの事由のみにもとづく法律では必ずしも十分に対応できないからである。

「包括的差別禁止法」を制定すべきことについて、日本は、国連自由権規約委員会などから再三にわたり勧告を受けている（後述 5（1）参照）。しかし、日本でも取り組みがなかったわけではない。2002 年に国会に提出された人権擁護法案は、不十分ながらも「包括的差別禁止法」の整備に向けた動きであった。同法案の人権侵害事由の一つに「性的指向」が規定されていたものの、結果的には廃案となった。その後の日本では、障害者差別や部落差別などの個別問題ごとに法律が制定される状況が強まっている。しかし、現在の日本は、なお「包括的差別禁止法」を制定するための前提条件に欠けている（後述 5（2）②③参照）。したがって、包括的な人権保障のための法整備を展望しつつ、現時点では、その第一段階として性的マイノリティの人権保障に特化した法整備を求めたい。

## 3 性同一性障害者特例法の廃止と新法の制定——「医学モデル」から「人権モデル」へ

### （1） 特例法廃止と新法制定を要する背景

#### ① 特例法における「性同一性障害者」の定義

性同一性障害者特例法は、「性同一性障害者」を、①「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的確信を持ち」、かつ、②「自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者」と定義する（特例法 2 条）。特例法制定当時（2003 年）の医療の診断基準は①であり、

②は含まれていないが、生殖不能要件（同法3条1項4号）、外性器近似要件（同5号）を性別取扱いの変更要件とするために、定義規定に性別適合手術を受ける意思として②を加えたものである。今日、この定義は、トランスジェンダーの人びとから、「トランスジェンダーというアイデンティティを精神医学的状态と捉える時代遅れで侮辱的な考え方に基づいて」と批判されており[15]、後述するように「医学モデル」から「人権モデル」への根本的転換が求められる（後述3（2）参照）。

## ② 特例法が定める性別取扱い変更のための5要件——「高すぎるハードル」

特例法は、性別取扱いの変更（戸籍記載変更手続）の審判（家庭裁判所）を申請するための要件として、2名の精神科医による診断書に加えて、次の5要件のすべてを満たすことを求める（3条1項）。①「20歳以上であること」（年齢要件）、②「現に婚姻をしていないこと」（非婚要件）、③「現に未成年の子がいないこと」（子なし要件）、④「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」（生殖不能要件）、⑤「その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること」（外性器近似要件／外観要件）である。

トランスジェンダーとして把握されている人は、全国で4万6千人と推定される[16]。しかし、特例法施行後2018年12月31日までに性別取扱いの変更審判を受けた人は、8,676名であり（表②）、トランスジェンダー推定数の2割弱にとどまる。トランスジェンダーの人びとへのインタビュー調査から言えるのは、法律上の性別の変更は、「プライバシー権、表現の自由、雇用・教育・健康・移動の自由に関わる諸権利などの基本的権利のために欠くことができない要素の一つである」。それにもかかわらず、手続の利用者が少ないのは、特例法が定める5要件が「高すぎるハードル」であり、特例法が「国際人権法と国際的な医学上のベスト・プラクティスに反するもの」となっているからである[15]。

## ③ 人格権としての性自認

性自認は人格と結びつくアイデンティティの要である。トランスジェンダーにとって、自己の性自認にふさわしい性別記載がなされることは、進学、就職、結婚、パスポート、健康保険など社会生活を営む上で必須のことである。トランスジェンダーの人格的存在の視点から、性別取扱いの変更要件を検討する必要がある。

性別を個人の人格的存在と不可分のものとするという点につき、たとえば、最高裁判所第2小法廷2019年1月23日決定（資料③-1）の補足意見（多数意見[＝法廷意見(後述)]）に同調したうえで、多数意見に補足・追加をする個別意見（鬼丸かおる、三浦守裁判官）は、「性別は、社会生活や人間関係における個人の属性の一つとして取り扱われているため、個人の人格的存在と密接不可分のものということができ、性同一性障害者にとって、特例法により性別の取扱いの変更の審判を受けられることは、切実ともいふべき重要な法的利益である」とする。

とりわけ、特例法3条1項④⑤の要件をみたすための「性別適合手術」（用語解説⑨）については、医療の自己決定の視点からもその問題性が指摘されるようになっている。2014年5月、世界保健機構（WHO）をはじめとする複数の国際機関は、「強制・強要された、または不本

意な不妊手術の廃絶を求める共同声明」を出し、トランスジェンダーやインターセックスの人々が、希望するジェンダーに適合する出生証明書やその他の法的書類を手に入れるために、強制不妊手術を要件とすることは、身体の完全性・自己決定の自由・人間の尊厳に反する人権侵害であるとした（資料④）。

前掲最高裁 2019 年 1 月 23 日決定の法廷意見（裁判所の合議体としての意見で、判決に盛り込まれた多数意見）もまた、「上記手術まで望まないのに当該審判を受けるためやむなく上記手術を受けることもあり得るところであって、その意思に反して身体への侵襲を受けない自由を制約する面もあることは否定できない」と述べている。同補足意見は、「性別適合手術による卵巣又は精巣の摘出は、それ自体身体への強度の侵襲である以上、外科手術一般に共通することとして生命ないし身体に対する危険を伴うとともに、生殖機能の喪失という重大かつ不可逆的な結果をもたらす。このような手術を受けるか否かは、本来、その者の自由な意思に委ねられるものであり、この自由は、その意思に反して身体への侵襲を受けない自由として、憲法 13 条により保障されるものと解される。……本件規定は、この自由を制約する面があるというべきである」とする<sup>1</sup>（資料③—1）。

## (2) 「性同一性障害」(医学モデル) から「性別違和/性別不合」(人権モデル) へ

### ① 「性同一性障害」概念の登場——精神疾患の診断名として

「性同一性障害 (Gender Identity Disorder=GID)」という語は、WHO「国際疾病分類 (第 9 版) (ICD-9、1978 年) (用語解説⑩) や、アメリカ精神医学会『精神障害の診断と統計マニュアル (第 3 版)』(DSM-III、1980 年) (用語解説⑪) において、精神疾患の診断名として公式に用いられるようになった。日本で特例法制定にあたって参考にされたのは、ICD-10 (1992 年) と DSM-IV (1994 年) である。

日本では、埼玉医科大学「倫理委員会答申」(1996 年) と日本精神神経学会「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン」(以下、学会「ガイドライン」と言う。)(1997 年) (用語解説⑫) を経て、1998 年に埼玉医科大学ではじめて公式に性別適合手術 (当時は「性転換手術」と呼ばれた。) が行われた。学会「ガイドライン」の初版における「診断のガイドライン」では、「(1) 性の自己認識 (gender) の決定」は、①養育歴、日常生活の状況等、「②ICD-10 または DSM-IV などの性同一性障害の国際診断基準をみたしていることを確認する」、③精神科医 2 名の診断が必要とされた[17]。学会「ガイドライン (第 2 版) (2002 年) は、特例法制定にあたって参照されたが、そこでも「ジェンダー・アイデンティティの決定」にあたって、「DSM-IV や ICD-10 を参考としながら」自らの性別に対する違和感を聴取することが定められている。すなわち、特例法は、「性同一性障害」という「精神疾患」の診断・治療をベースにした「医学モデル」の法律なのである。

<sup>1</sup> 最高裁第 2 小法廷平 31 (2019)・1・23 決定。

本件の原告人 X はトランス女性であり、ホルモン投与治療等により、乳房の隆起はなく男性型であり、外性器の外観は男性型の性器に近似しているが、強い副作用のためホルモン療法を中止した。その後、女性 Z と、Z が前婚でもうけた子ども W と家族として一緒に暮らしており、Z との婚姻を望み、生殖不能要件を満たさない状態で、性別取扱いの変更を申立てを行い、生殖不能要件の憲法適合性を問う訴訟を提起した。

## ② 「性別違和」「性別不合」——トランスジェンダーの「脱病理化」

近年、DSMでもICDでも「性同一性障害」という語が削除され、トランスジェンダーの「脱病理化」（用語解説③）がはかられている。2013年5月に改訂されたDSM-5は、「性同一性障害」から「性別違和（Gender Dysphoria）」に名称を変更した[18]。2019年5月にWHO総会が採択し、2022年1月に実施予定のICD-11は、「性同一性障害」を削除し、「性の健康に関する状態（conditions related to sexual health）」の章に「性別不合（Gender Incongruence）」を置き[19]、脱病理化がはかられた[20][21]。それは、身体の治療に主眼をおく「医学モデル」から、本人の性自認のあり方に焦点をあてた「人権モデル」への移行を意味する。そもそも、学会「ガイドライン（第4版）」（2012年、2018年1月最終改訂）<sup>2</sup>[22]でも、トランスジェンダーの多様性を前提として、性別適合手術は治療の最終段階ではなく、基本的に本人の意思に委ねられる治療の選択肢の一つとされている。「性同一性障害」が「性別違和」「性別不合」として脱病理化されている今日、性別適合手術を前提とする特例法もまた根本的に見直す必要がある。

## ③ 「性同一性障害」を法律名称から削除する必要性

DSM、ICDともトランスジェンダーを精神疾患から除外し、「性同一性障害」概念を削除している現在、性別取扱いの変更に関する法律において、国際的な医療水準において使用されていない概念を用いるべきではない。トランスジェンダーを医療の現場で使用されなくなった概念で表記することも、その尊厳を傷つけるものである[23]。新法においては、トランスジェンダーを「出生時に割り当てられた性別と異なる性自認をもち、他性で生きている者」[24]と定義し、新法を「性別記載の変更手続に関する法律（仮称）」（略称「性別記載変更法」とし、法の趣旨を「本法は、出生時に割り当てられた性別と異なる性自認をもち、他性で生活する者の性別記載を変更する手続を定めるものとする」ことを提案する。

## (3) 特例法における性別取扱い変更要件の問題性

以上をふまえ、比較法の知見（資料⑤）も交えて、特例法の5要件について順次検討する。

### ① 年齢要件

特例法は、「20歳以上であること」という要件を課す（成人年齢の変更とともに、2022年4月1日から18歳に改められる）。性別がその人の人格にかかわる重大な事柄であること、特例法が生殖不能等を要件とすることからその変更が不可逆的であること、したがって、慎重に判断する必要があることを理由とする。2002年の学会「ガイドライン（第2版）」が「性器に関する手術へ移行するための条件が20歳以上であること」と定めていたことも考慮された。しかし、学会「ガイドライン（第4版）」（2012年1月）では、18歳以下の子

<sup>2</sup> 「4 治療のガイドライン」として、「治療は、精神科領域の治療（精神的サポート）と身体的治療（ホルモン療法とトランス男性における乳房切除術、性別適合手術）で構成される。治療は画一的にこの治療の全てを受けなければならないというものではない。身体的治療については、治療に関する十分な理解を前提としたうえで、自己の責任において、どのような治療をどのような順番で受けるかを自己決定することができる。ただし、診断の手続きと精神科領域の治療を省略することはできない」とする。

どもへの対応が追記され、身体的治療であるホルモン療法開始年齢は一定の条件のもとに<sup>3</sup>、15歳に引き下げられた[25]。また、岡山大学ジェンダークリニック受診者の調査によれば、56.6%が小学校入学以前に、70.1%が小学校低学年までに、89.6%が中学生までに性別違和感を自覚し始めている(表③)[26]。

こうした実情を考慮すると、第二次性徴期に、自認する性別記載の変更を保障することは、トランスジェンダーである子どもたちが安心して日常生活を送り、かつ、進学・進路の選択を容易にする。諸外国では年齢要件を引き下げる動きもある。たとえば、ノルウェーでは、2016年7月から、医療機関の診察、精神鑑定、ホルモン療法、不妊手術を経ずに当事者が申請するだけで、法律上の性別の変更が可能になり、未成年である16歳から本人の意思に基づき、6歳から16歳未満までは、親の同意を得て申請することができる[27]。

生殖不能等の手術を要件から削除すれば医療同意年齢を考慮する必要性がなくなり、年齢要件を課す必要もなくなる[28]。子自身が親や医師と相談しながら判断するので足りる。もし年齢要件を維持するとした場合には、養子縁組年齢(民法797条1項)、子の氏の変更(同791条3項)、遺言能力(同961条)等に合わせて15歳に引き下げることを提案する。

## ② 非婚要件

特例法は、「現に婚姻をしていないこと」という要件を課す。婚姻しているトランスジェンダーに性別取扱いの変更を認めると同性婚の状態が生じてしまうことによる。したがって、同性婚が生じない範囲(離婚などによる婚姻解消後)での性別変更は可能であり、変更後の性別で異性と婚姻することも可能である。世界でも、かつては非婚要件を設けている国が多かった。しかし、今日では同性婚を認める国が増え、非婚要件はなくなる傾向にある。たとえば、オランダ(2000年)、スウェーデン(2012年)、ニュージーランド(2013年)、フィンランド(2016年)などでは非婚要件が撤廃された(年はいずれも非婚要件撤廃年)。2013年に同性婚を容認したイギリスでは、配偶者の同意があれば、婚姻を継続できる[29]。

しかし、同性婚とはかかわりなく、「人格権」という観点から非婚要件の廃止を決めた国もある。ドイツである。ドイツでは婚姻は異性間に限るという世論が強く、同性婚が認められたのは2017年と欧州諸国のなかでは遅い。しかし、非婚要件は2008年に違憲と判断され、撤廃された。ドイツ連邦憲法裁判所は、性別の変更を人格的価値に関わる権利と位置づけ、同性婚の発生を回避するという利益よりも人格権が優先されるとして非婚要件の撤廃を求め、数ヶ月後に法改正が実現した<sup>4</sup>[30]。その結果、同性婚が容認される前に10

<sup>3</sup> まず11~12歳前後以降で、二次性徴の発来に強い苦痛を訴える者に、2~3年程度に限り、二次性徴の進行を抑制するホルモン剤投与の療法が可能になった。二次性徴抑制後にホルモン療法への移行が妥当と判断されれば、18歳未満でもホルモン療法を開始する。また、15歳以上で2年間以上、ジェンダークリニックで経過を観察すれば、ホルモン療法が可能となる。

<sup>4</sup> 原告となったトランス男性Xは既婚で3人の子がいた。2001年、72歳のときに女性名に変更し、翌年に性別適合手術を受けた。ドイツのトランスセクシュアル法8条2号2項は、性別変更には「婚姻関係にあってはならない」と定めていた。Xは、いったん離婚して性別を変更し、生活パートナーシップ法に基づいて妻と同居することが可能であった。しかし、Xは婚姻関係を継続したまま性別適合手術を受けることを望み、連邦憲法裁判所に訴えた。ドイツ連邦憲法裁判所は、同法による「(男女間の)婚姻保護はたしかに重要である。しかし、トランスセクシュアルに対する権利侵害のほうがかかる

年間にわたり、ドイツには事実上、同性婚が存在することになった。

また、非婚要件が、すでに婚姻しているトランスジェンダーとその配偶者を深刻な葛藤状態に追い込む可能性があることには留意する必要がある。配偶者が、相手方がトランスジェンダーであることを認識、理解し、その性別変更に賛成するとともに、双方とも婚姻の継続を望んでいる場合には、非婚要件は、当事者に離婚して性別取扱いの変更を申請するか、婚姻継続のために変更をあきらめるかの二者択一を迫ることとなる[31]。婚姻継続を望んでいる夫婦に対して、性別変更のために離婚を強制することは、配偶者双方の婚姻の継続という重要な法的利益を侵害することになる<sup>5</sup>。先述のドイツ連邦憲法裁判所の2008年決定でも、非婚要件は生活共同体としての婚姻関係を危機にさらすことが懸念された。

日本では、2020年3月、最高裁は、異性婚を前提とする婚姻秩序に混乱をきたすとして、非婚要件を「合憲」とした(2020年3月11日最高裁第2小法廷決定)。しかし、日本でも、性別取扱いの変更が人格的存在にとって不可欠であると位置づけるならば、ドイツと同様の判断は可能である。また、現在の日本では、人権保障及びダイバーシティ推進の見地から、多くの自治体でパートナーシップ証明制度の導入が進んでおり、2020年4月現在、47の自治体(12の指定都市、2の府県を含む)が制度を導入し、対象地域の人口捕捉率はすでに25%を超えている。同性パートナーシップに対する市民の理解も進みつつある<sup>6</sup>[32]。それにもかかわらず、もっぱら、一方当事者の法的性別変更という民事手続上の理由のみで円満なカップルに離婚を強制し、夫婦であれば享受できる法的権利の放棄を迫る特例法に合理性は乏しいと言わざるを得ない。また、後述5のように、性的マイノリティの権利保障法を定め、婚姻の性中立化を実現するならば、非婚要件はそもそも不要である。

以上のように、トランスジェンダーの性別記載の変更という重要な法的利益を侵害すること、配偶者双方が婚姻の継続と性別取扱いの変更を望んでいる場合には婚姻の継続という重要な法的利益を侵害することから、非婚要件の撤廃を提案する。

### ③ 子なし要件

特例法は、「現に未成年の子がいないこと」という要件を課す。「女である父」「男である母」が生じることになると、「父=男」「母=女」という図式が崩れ、子に心理的な混乱や不安などをもたらしたり、親子関係に影響を及ぼしたりしかねないことを理由とする[33]。

子なし要件は、特例法制定当時もっとも議論が多く、意見が分かれた要件であった。「子どもがいない、という条件をめぐっては当事者や支援者の間で賛否が分かれていた。70年代から80年代にかけて性別訂正の法整備が進んだ欧米には、子どもがいないことを条件にしている国はない」(2003年6月12日朝日新聞朝刊「社説」)[34]との認識も共有されて

---

かに大きい」とする一方で、「持続的な生活責任共同体」である婚姻を保護するためにも、2009年8月までに非婚要件を撤廃するよう求めた。<http://www.bundesverfassungsgericht.de/entscheidungen>

<sup>5</sup> 配偶者が、相手方がトランスジェンダーであることを受け入れることができない場合には、婚姻を継続するか、相手方が性別取扱いの変更を断念するか、離婚するか、当該夫婦の話し合いを通じて解決することになる。

<sup>6</sup> 大阪市と厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部釜野さおり氏を中心とするグループが協力して行った無作為抽出による市民調査(2019年)では、87.5%が同性パートナーシップ証明制度に「賛成」「やや賛成」と回答している。



いた。その後 2008 年の改正によって「未成年の子」に限定された結果、子なし要件は、おもに「未成年の子の福祉」の観点から説明されている。しかし、「未成年の子の福祉」を理由とすることについては、三つの点で重大な疑念がある。

第一に、家族が多様化している中で、「父＝男」「母＝女」という図式にあてはまらない家族（ひとり親家族や同性パートナーシップにもとづく生活共同体）のもとで育つ子が増えている。「女である父」「男である母」は子の心理的混乱をもたらすという理由付けには根強い「無意識の偏見」が内在しており、むしろ、子に対するスティグマを助長し、その家族の中で現に育っている子の福祉に深刻な悪影響を及ぼす。

第二に、子が向き合う事實は、親の外観（服装・言動・社会生活など）が親本人の性自認に適合したものに変わることである。戸籍の性別取扱いの変更は、外観上変更されている性別に記載を合わせるだけであり、外観上の変化にすでに直面し、現実の社会的性別の親を見て行動している子にとって、戸籍の性別記載の変更によって影響を受けることはない[35]。

第三に、自分の存在により親の性別取扱いの変更が認められないことを自覚する未成年子は、自己が成年に達するまで解決方法がないことについて深刻な葛藤に陥るおそれがある。東京家裁 2009 年 3 月 30 日審判（家裁月報 61 巻 10 号 75 頁）は、16 歳の娘が父の性別取扱い変更要件を満たすために、父の同居相手の男性との婚姻届を提出し、成年擬制により成人となった事例だった（その後、娘は離婚する）。審判は娘に婚姻意思はなく、申立人（父）は性別取扱い変更の申立権を濫用しているとして変更を認めなかったが、親子をこうした状況に追い込む要件自体が問題である。

以上三つの理由から、子なし要件を廃止することを提案する。

#### ④ 生殖不能要件

特例法は、「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」という要件を課す。特例法制定時の立法理由では、性別取扱いの変更後に、残存する元の性別の生殖機能により子が生まれるならば、さまざまな混乱や問題が生じる可能性があること、生殖腺から元の性別のホルモンが分泌されることで身体的・精神的に好ましくない影響が生じる可能性を否定できないことが挙げられた[36]。この立法理由を踏襲し、最高裁 2019 年 1 月 23 日決定は、生殖不能要件を「合憲」と判断した。「このような規定の憲法適合性については不断の検討を要するものというべきであるが、……現時点では、憲法 13 条、14 条 1 項に違反するものとはいえない」としたのである。しかしながら、「不断の検討を要するもの」であることを認め、「現時点では」と留保しているにもかかわらず、2003 年から 2019 年にかけて生じた国際的・社会的変化——WHO を含む国際機関による 2014 年共同声明（資料④）や 21 世紀に制定・改正されたヨーロッパ 32 ヶ国の法的性別変更法のうち 25 ヶ国の法が生殖不能要件をもたないこと（資料⑤-4）など——がまったく考慮されていない。

また、生殖不能要件の最大の立法理由とされる「子が生まれる可能性」について、同決定の補足意見は、「それ自体極めてまれなことと考えられ、それにより生ずる混乱といっても相当程度限られたものということができる」とする。実際に、生殖不能要件を廃止した

国で性別変更後に子をもうける事例は数少ない<sup>7</sup>[37]。このように非常に例外的なケースを排除するために生殖機能の剥奪という重大な身体的侵襲を正当化することに目的合理性があるとは言えない[38]。

例外的とはいえ、残存する生殖機能によって子が生まれた場合、あるいは、ホルモン治療や性別適合手術の前に精子や卵子を凍結保存しておき、性別変更後にこれを利用した生殖医療により遺伝的なつながりのある子をもうけた場合<sup>8</sup>[39][40]を想定して、親子関係をあらかじめ法的に確定しておくことは必要である。たとえば、法律上の母子関係は分娩した者を母とし、父子関係も血縁に基づき精子提供者を父として戸籍記載することが考えられる[41]。性別変更については、当事者の意思を尊重した性別の登録とし、親子関係については、生物学上の父または母を登録することで対応できる。子は自分の父または母を知ることができ、父または母がトランスジェンダーであり、性別変更して女または男として登録されているという事実を知る[42]。子は自己の出自と父母に対するアイデンティティを得ることができるのである。

以上のように、立法理由や2019年最高裁決定で想定されている「混乱や問題」は、親子関係を規律する別の法律で回避することができるのであり、トランスジェンダーの生殖機能を剥奪することによって解決すべき問題ではない。したがって、「身体への侵襲を受けない権利」（憲法13条）を保障するという見地からも、WHOを含む国際機関からの2014年共同声明に記された国際基準の見地からも、生殖不能要件を廃止することを提案する。

#### ⑤ 外性器近似要件／外観要件

特例法は、「その身体について他の性別に係る身体の性器にかかる部分に近似する外観を備えていること」という要件を課す。外性器に近似する外観がなければ、公衆浴場などで、社会生活上混乱を生じる可能性があることなどを理由とする。しかし、トイレ、更衣室、公衆浴場などの施設については、使用目的に沿った対応が可能であり、トランスジェンダーの性自認に則した使用を保障する設備や環境の整備が優先されるべきである。また、費用負担、年齢や体質など身体的な理由、身体にメスを入れたくない思い、医療事故のリスクなど、さまざまな事情で手術を受けることのできない人がいる。

「身体への侵襲を受けない権利」は、憲法13条が保障する人格権である。このことは、最高裁でも指摘されている（前述5頁参照）。また、欧州人権裁判所も、身体に関する外見の変更は「身体への侵襲を受けない権利」を侵害すると判示している（資料③-2）。この人権がトランスジェンダーの性別取扱いを変更するという民事手続において侵害されるとすれば、人権保護を上回るだけの「明白な差し迫った危険」がない

<sup>7</sup> トランス男性が性別適合手術を受けずに性別を変更した後、ホルモン療法を中断し、受胎可能となったため、出産したケースがある。ベルリン高等裁判所2014年10月30日決定は、身分登録法では男性だが、分娩者＝母ルールに基づき、子の出生登録簿には母として性別変更前の名で記載されるとした。

<sup>8</sup> 米国オレゴン州では、トランス男性が女性と婚姻し、妻の不妊等をきっかけに提供精子を用いて出産した例がある。トランス女性が性別適合手術の前に精子を凍結保存し、性別変更後にこの精子を用いて子をもうけたケースがある。ケルン上級州裁判所2009年11月30日決定は、父性承認（認知）を認めて、子の出生登録簿には性別変更前の男性名で父として記載されるとした。

かぎり合理的とは言えない。しかし、立法理由で挙げられている「混乱や問題」にはいずれも対応が可能であり、トランスジェンダーの「身体への侵襲を受けない権利」を否定する根拠にはならず[16]、目的と手段があまりに不均衡である。このことは生殖不能要件にもあてはまる。よって、生殖不能要件と外性器近似要件／外観要件をともに廃止することを提案する。

#### (4) 戸籍の記載——性別変更履歴の移記の廃止

戸籍には性別欄がない。父母との続柄欄の「長男」「長女」などの記載が性別を示すことから、性別取扱い変更審判を受けた者の戸籍の続柄記載が変更される。その場合に審判を受けた者の戸籍に同籍者があるとき又は同籍者があったときは、審判を受けた者について新戸籍を編製する<sup>9</sup>[43]。たとえば、AB夫婦の戸籍に記載されている長男Cが性別取扱い変更審判を受けると、両親であるABの戸籍から除籍され、Cだけの新戸籍が編製され、続柄欄に「長女」と記載される。Cのプライバシーを尊重するためだと言われている。

しかし、Cが性別取扱いを変更したというプライバシーは守られない。新戸籍を編製した段階では、名の変更や性別の変更履歴が残されている。転籍（本籍地の変更）をすれば、現在の属性、家族関係に影響のない記載事項は、転籍した戸籍に移記されないが、名の変更と、「【平成15年法律第111号3条による裁判確定日】〇年〇月〇日」という記載は移記される。名はともかく、後者の記載から性別取扱い変更の審判を受けたことが判明する。

性別取扱いの変更をしたトランスジェンダーは、変更後の性別で生活することが保障されている。したがって、戸籍もまたそれに合わせた記載にすべきであり、トランスジェンダーのプライバシーを真に守るためにも変更履歴の移記を廃止すべきである。名の変更や当該審判を受けたことを立証する必要がある事案については、移記する前の戸籍をたどることによってその事実を確認することができるため、問題は生じない。

#### (5) 性別記載変更の手続——自己申告制・性別記載の再変更の容認

欧州諸国の中で法律上の性別変更手続に医師の診断を必要としない国が9ヶ国存在する<sup>10</sup>[44]。アルゼンチンも医師の診断書を必要とせず、トランスジェンダー本人の自己申告によって性別の変更を登録する。性自認はその人のアイデンティティであり、自己の意思によって左右されない。これゆえ、本人が医師の診断を受け、トランスジェンダーであることを認識すれば、その者の希望＝自己決定によって変更を申告すればよく、現行法のように家裁の審判による必要はない。日本も諸外国の先進的な立法にならい、戸籍事務管掌者への届出制

<sup>9</sup> 2008年の法改正で子が成年の場合には、性別取扱いの変更が認められるようになった。当該性別取扱いの変更の審判を受けた者について、新戸籍を編製する。新戸籍を編製した父又は母の従前の戸籍に在籍していた子が、父又は母の新戸籍に入籍を希望するときは、子から父又は母と同籍する旨の入籍の届出をすることができる（性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う戸籍事務の取扱いについて（通知）（平20（2008）・12・12民一3217号）。親の戸籍に記載されている子が性別取扱いの変更をした場合には、親の戸籍から除籍され、新戸籍を編製し、親の戸籍に戻ることはできない。成年の子の親が変更した場合には、上述の扱いになり、親子が1つの戸籍に記載される。当事者のニーズに応えるものかもしれないが、公平性に欠けている。ニーズ自体が家族単位で編製する戸籍制度に由来するものであり、戸籍の個人単位化が実現すれば、除籍や新戸籍の編製、入籍届などの仕組みは不要となる。

<sup>10</sup> アイルランド、ノルウェー、デンマーク、ベルギー、ルクセンブルク、フランス、ポルトガル、マルタ、ギリシャ。

(自己申告) とすることを提案する。

非婚要件、未成年の子なし要件を廃止したうえで自己申告制とすると、性別記載の変更を希望するトランスジェンダーとその配偶者や子との間に軋轢が生じる恐れがある。しかし、多くの場合、申告前にすでにトランスジェンダーの外観や生活は、性自認に適合した服装、言動、社会生活などに変更されている。性別記載の変更はこの事実に基づいて法的性別を適合させる手続である。配偶者や子が、相手方ないし親がトランスジェンダーであることを受け入れている場合には、手続に反対するとは考えにくい。他方、配偶者や子が、相手方や親がトランスジェンダーであることを受け入れ難い場合もありうるが、性別が人権に属する以上、配偶者や子の同意よりも、本人の意思を尊重すべきであろう。また、トランスジェンダーの性別変更意思が確定的であることを担保するために、申告から一定期間経過後に性別変更の記載をすることや、家庭裁判所が意思確認をすることなどが考えられる。トランスジェンダーの人びとは、出生時に割り当てられた性別と異なる性自認を自覚した後、相当の時間と負担を引き受けて他性を生きているのであるから、そのプロセスと本人の意思を尊重する手続が望ましい。したがって、何らかの確認手続を経ることなく、自己申告制とすることがもっとも望ましい。たとえば、マルタでは宣言公正証書のみ、ドイツでは3年以上性自認に合わせて生活したいと望んでいること、フランスでは裁判所の決定によって法的性別を変更できる。

性別の再変更は、ドイツ法に倣って、認められるべきである。ドイツでは、法律上の性別の再変更を申し立てた者が少数ながら存在する[41]。しかし、それはきわめて例外的であり、自己申告制を採用すると法律上の性別を頻繁に変えるという事態は生じない。なお、法的性別の変更を諸外国では「法律上の性別の変更・変換・転換」などとする。法的性別変更の記載が戸籍あるいは出生証明書になされることから、法律の名称は「性別記載の変更手続に関する法律(仮称)」(略称「性別記載変更法」とするほうがわかりやすい。

#### 4 性的マイノリティの権利保障——法政策の射程

##### (1) 性的マイノリティの権利保障のための法政策の必要性

「性別記載変更法(仮称)」は、法的性別変更の手続を定める法であって、日常生活におけるトランスジェンダーの権利保障を定める法ではない。学校や職場、日常生活のあらゆる場面で性自認やジェンダー表現が尊厳をもって取り扱われるようになるためには、トランスジェンダーの人権保障一般について定めた別の法律とそれに応じた政策が必要である。また、トランスジェンダーが直面する困難は、他の性的マイノリティにも共通する内容が多い。したがって、トランスジェンダーを含む性的マイノリティの人びとが直面しがちな困難を整理し、性的マイノリティに特化した権利保障法や法政策がなぜ急がれるのかを示しておきたい。

##### (2) 多様な生活場面における差別・抑圧と施策の展開

###### ① 教育分野におけるトランスジェンダー児童生徒への配慮

1 (2) で教育と雇用・労働に関しては進展していると述べたが、なお課題は残されて

いる。2012年の『自殺総合対策大綱』において、教職員に対する理解促進の取組が個別に明記されたことをきっかけに、文科省は「性同一性障害」の子どもたちの事例調査[45]や対応通知[46]、マニュアル作成・配布[47]などを行った。また、「いじめ防止対策推進法」(2013年)にもとづく「いじめの防止等のための基本的な方針」では、2017年改訂時に性的マイノリティに関連する記述が盛り込まれた[48]。ただし、「性同一性障害」への配慮や対応等の問題処理のノウハウに終始し、「教職員への正しい理解の促進」や「学校としての必要な対応」を求める根拠、すなわち性自認やジェンダー表現が人権の一要素であるとの位置づけが曖昧なままである。このことは、学習指導要領の改正において、パブリックコメントの約12%を占めていた「多様な性のあり方」を追加すべきとの意見が反映されなかった事実とも関連する[49]。

一方、いくつかの大学がSOGI支援宣言を出し[50]、複数の女子大学が2020年度からトランス女性の受け入れを決める[51][52]などの進展も見られる(資料⑥)。しかし、大学におけるSOGIに関連する取り組みはきわめて不十分であり、今後の改善が急務である。また、学習指導要領での抑制的姿勢とあいまって、学校での性教育は十分に進まず、児童生徒がSOGIについての理解を深める機会は十分とは言えない。SOGI教育にあたっては、国連教育科学文化機関(ユネスコ)『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』(2009年初版、2018年改訂版)が多様な性のあり方を含めた包括的セクシュアリティ教育を人権保障の要諦としており、日本でも参照されるべきである[53]。

## ② 雇用・労働分野における取り組みの進展と今後の課題

雇用・労働分野は、性的マイノリティの権利保障に関する取組が比較的進んでいる領域である。2016年の雇用機会均等法11条に関する事業主の指針、いわゆるセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)指針の改訂において、性的指向と性自認に関連する記述が盛り込まれた[54]。以後、経団連のダイバーシティ・インクルージョン戦略での言及[55]や連合による状況調査[56]なども実施され、労使双方が調査とガイドライン策定を実施し、SOGI差別の禁止を打ち出している。厚労省が発行する事業主向けのパンフレット『公正な採用選考を目指して』への記載[57]やモデル就業規則への記載追加[58]、ハラスメント対策のための労働施策総合推進法の附帯決議[59]など、性的マイノリティを念頭においた取組が進められている。また、パワハラ防止指針(2020年)ではSOGIハラスメントやアウティングの防止措置義務が明記された[60]。さらなる具体的な規定や施策を推進するためにも、根拠となる法整備が求められる。

一方、経済産業省事件(東京地判令和元年12月12日)(用語解説⑭)は、健康上の理由から性別適合手術を受けられず、戸籍は男性のままで女性として勤務するトランス女性の職員が女性トイレの使用制限などが不当であるとして、国に処遇改善と損害賠償を請求したケースである。判決では、「個人が自認する性別に即した社会生活を送ることができることは、重要な法的利益として、国家賠償法上も保護されるべき」であるとして、トイレ使用制限などが違法と判断されたが、これは、トランスジェンダーに対する配慮を認めた点で重要な意義を有する。

### ③ 医療従事者に対する SOGI 教育の必要性

トランスジェンダーを含む性的マイノリティの人びとは、医療機関での対応に違和感あるいは困難感を持つことが多く、彼ら／彼女らの QOL（生活の質）は脅かされやすい。これらは、性的マイノリティに対する医療従事者の理解が不足していることによるところが大きい[61]。医療現場で性的マイノリティの人びとが直面しやすい問題は主に二つある。第一に、医療現場で意思確認ができない場合に、同性パートナーやトランスジェンダーである家族が代理意思決定者になることに戸惑いを感じる医療関係者が存在する。問診票の性別・性交経験の有無・入院着や検査着（ピンク・ブルーの色分け）、トイレなどの病院の設備などについても、医療関係者は判断に迷いがちである。第二に、医療関係者の偏見や無理解が性的マイノリティのケアの質の低下を招いている可能性、あるいは、性的マイノリティの人びと自身が偏見や無理解を恐れて医療へのアクセスから遠ざかるという問題がある。アメリカの調査では、性的マイノリティの 87%が医療の場で差別を受けた経験ありと回答し、70%が性的指向に関する侮辱を受けたという[62]。

2018年1月の学会「ガイドライン（第4版）」[22]では、18歳未満のトランスジェンダーの意思能力に一定の限界があることを前提に、医療関係者の十分な研修が求められている。現在は、同ガイドラインに沿って、精神科、泌尿器科、産婦人科、形成外科さらに小児科も加わってチーム医療が実施されている。一方、医療・保健衛生分野における SOGI 教育は 2016 年度から始まった [63]（資料⑦）。しかし、この目標を網羅するカリキュラムが作成されているとは必ずしも言えない。また、看護教員の SOGI 認識及び性的マイノリティ学生への支援の必要性についても十分とは言えない [64]。2016 年のカリキュラム改訂で性的マイノリティに関する学修目標が掲げられている以上、すでに医療従事者になっている医師や看護師等に関しては、性的マイノリティに関する研修（現任教育）の重要性が増すことになる。しかし、研修会の機会や頻度は医療管理者の関心の度合いに左右される傾向が強く、医療従事者の SOGI 理解には差があるのが現状である。

### ④ スポーツ分野における SOGI 差別禁止

ヨーロッパにおけるスポーツ分野の SOGI 差別禁止は、欧州評議会の人権施策として進展している。1981 年の議員総会の勧告「同性愛者差別に関する勧告 924」[65]以来、欧州評議会は、SOGI を理由とする差別の禁止を加盟国に要請してきた。スポーツ分野については、2003 年の「スポーツにおけるレズビアン・ゲイに関する勧告 1635」[66]に始まり、現在は、2010 年の閣僚委員会の勧告「性的指向・性自認に基づく差別を撲滅するための措置」[67]の実施に向けて、加盟国は取り組み中である。これに伴い、2011 年には、それまでの取組をまとめた、『SOGI 差別と闘う』という冊子を公刊している [68]。

国際オリンピック委員会（IOC）は、ソチ冬季オリンピック（2014 年）の開催国ロシアでの同性愛者に対する差別的な意味をもつ法整備による混乱 [69]をうけて、2014

年、オリンピック憲章を改正して、オリンピズムの根本原則における反差別原則に「性的指向」を追加した。これは東京オリンピック憲章（2018年）にも引き継がれている（資料⑧）。また、2017年に開催都市との招致契約を改正し、人権保護に関する規定を明記した[70]。新しい招致契約では、「ビジネスと人権に関する指導原則」（用語解説⑮）の遵守も規定され、開催に関するすべての企業に対して人権尊重の責任を課した。2017年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会も、「持続可能性に配慮した調達コード」を定めて、SOGI差別禁止を明記している（資料⑨）。

日本スポーツ協会は、2020年2月、SOGI差別解消のためのガイドラインを公表した（資料⑮）。IOCは、2000年に女性選手の性別確認検査を廃止した。医学的に性を明確に区別することはできないことや人権を侵害しないことのほうが競技の公平性を維持するよりも重視されるべきであることが主な理由であった。2004年にはIOCや世界陸連（WA）が一定の基準を決め、トランスジェンダーの選手が自認する性で競技をする道が開かれた。しかし、基準からはずれる者の処遇など、模索中の課題も多い[71]。

### ⑤ 政治・メディア分野における差別的表現

日本では、近年、公式な場で政治家による不適切な発言が相次いでいる（資料⑩-1）。これらの多くは、国際人権基準では「ヘイトスピーチ」に相当する。しかしながら、日本のヘイトスピーチ規制法は、出身国に基づく差別的発言を対象とするにとどまる。国際人権基準に合わせて、「ヘイトスピーチ」の規制対象を広げ、SOGIに基づく差別的発言を含むべきである。とりわけ、政治家などの公人による差別的言動には厳正な処分と真摯な反省が求められる。一方、メディアでは、トランスジェンダーに対する差別的な表現が自主規制されるようになっている。性的マイノリティを肯定的に取り上げたテレビドラマも増えており、LGBTに対する市民の認知度の向上に寄与していると思われる。しかしなお差別的表現も見られる（資料⑩-2）。メディアには、その影響力の大きさを考慮し、個々の市民以上に慎重な対応をするよう求めたい。

## (3) 公権力による人権侵害の排除

### ① 刑事収容施設における「性別処遇」

国内の刑事収容施設は、性別ごとの分離収容を原則とするため（刑事収容施設法4条1項1号、17条1項1号など）、トランスジェンダーに対する差別が生じやすい。性別分離は法的性別にもとづいて行われるため、現行法で性別表記が変更できない場合、自己の性自認やジェンダー表現とは異なる処遇を受けることとなる。日本弁護士連合会の人権救済申立に対する勧告などを経て、法務省は「性同一性障害等を有する被収容者の処遇指針について（通知）」（2011年、改正2015年）を発出した[72]。これにより、調髪や身体検査などにおいて性自認やジェンダー表現への配慮は可能となった。ただし、施設長や職員の判断に左右される内容も多く、性自認やジェンダー表現よりも施設の管理・統制が優先されがちな状況に変わりはない。性自認やジェンダー表現を含む人権の尊重は被収容者においても十分に確保されなければならない[73]。

## ② 難民認定および入国管理センターにおける SOGI 差別

性的指向や性自認・ジェンダー表現に起因する刑事罰や殺人・暴力事件が多発する地域からの迫害を逃れ、庇護を求める事例がある。日本ではかつてイラン人ゲイ男性の難民申請が認められず、退去強制令書の取り消しも認められなかった裁判がある[74]。2018年には同性愛を理由とする難民認定が1件確認できる。しかし、国内における認定手続きの不透明さもあり、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）の関連指針の適用など、性的指向・性自認にもとづく迫害が難民認定の根拠となることを明確にする必要がある。また、入国管理センターにおいてトランス女性が管理官等から嫌がらせを受けるとか、ホルモン投与の継続を認められないといった事例も報道されている[75]。実質的な長期収容や被収容者の健康管理を含む不当な処遇など、入国管理センターそのものの運用に人権の視点が欠如している現状の変革は急務である。

## (4) 基本的人権保障の不十分さ

### ① 目標の漠然さ——人権啓発活動における取組と限界

法務省が人権教育・啓発推進法（2000年）にもとづいて実施している人権啓発活動では、2002年から「性的指向」が、2004年からは「性同一性障害」（2018年から「性自認」に変更）が、啓発活動強調事項17項目の一つに掲げられている（資料⑩）[76]。具体的には、冊子やリーフレットの作成、人権啓発ビデオ「あなたがあなたらしく生きるために：性的マイノリティと人権」のYouTube配信、シンポジウムや研修会の開催など、多様な性のあり方に関する理解の促進に向けた活動が実施されてきた。

しかしながら、人権啓発活動の中心は「偏見や差別をなくそう」という漠然とした目標の共有に留まり、実態調査や数値目標等による政策評価が不十分である。たとえば、国勢調査等の公的統計における性的指向・性自認別のデータ収集や偏見・差別の経験率等の公的調査は行われていない。また、現実に生じうる人権侵害への対応も、現行の人権擁護制度の問題点（後述5参照）と重なり、不十分な状況にある。

### ② 政策評価の不十分さ——男女共同参画政策における LGBT 権利保障

男女共同参画社会の実現を「二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題」（前文）と位置づけた男女共同参画社会基本法（1999年）のもと、内閣府は5年ごとに男女共同参画基本計画を策定している。第3次計画（2010年）[77]から、性的指向や性自認に関連する項目が追加され、第4次計画（2015年）[78]にも引き継がれた。具体的施策としては、内閣府、法務省、文部科学省などに性的マイノリティの人びとがかかえる困難の実態把握や人権教育・啓発の促進、被害者の救済の取り組み等があげられている。もっとも、これらは各省庁による既存の施策の域を出ていない。成果目標の指標にも性的指向や性自認の関連項目が含まれず、政策評価も適切に行われていない。毎年発行される内閣府『男女共同参画白書』には、性的マイノリティの項目がない。「男女共同参画」の本来の意味が「ジェンダー平等」である以上、性的マイノリティに関する政策は、ジェンダー平等政策の重要な柱として位置づけられるべきである。



## 5 性的マイノリティの尊厳の保障——三つの課題

### (1) 性的マイノリティに特化した権利保障法の必要性

本提言では、「包括的な人権保障」のための法整備に向けた第一段階としてのモデル的法整備として、性的マイノリティの人権保障に特化した法整備を求める。

人権保障に関わる日本の現行法制度は、性的マイノリティの人権保障のための確かな機能を果たすには根本的かつ構造的な限界がある。これらの限界は、性的マイノリティのみならず、あらゆる人びとの人権保障のあり方に関わる。したがって、本来であれば、パリ原則にもとづく国内人権機関の設置を含め、差別の定義や国・地方公共団体・企業等の人権保障義務を含む「包括的な人権保障」のための法整備がめざされるべきである。これは、人権条約機関が再三にわたり日本政府に勧告してきたことである（資料⑫）。

しかしながら、包括的な人権保障のための法整備には、個別に制定されている差別解消のための法制度との関係性や人権保障のための独立した機関の設置に関連する他の行政機関との権限配分、司法機関の役割との調整等の抜本的な見直しが不可欠となる。もちろん、本来的にはそちらをめざすべきであるが、その抜本的な見直しを実現するまでの間、性的マイノリティの人びとが効果的な人権保障を得られない現状を甘受すべきいわけではない。これまで、男女雇用機会均等法、障害者差別解消法、部落差別解消法、ヘイトスピーチ規制法など、現行の日本国憲法および関連する法律等では効果的に対応できない人権侵害について、個別の法整備で対応してきた例がある。その性的マイノリティ版を早急に制定するべきである。ただし、最終的にめざすべき法整備は、包括的な人権保障のためのそれであり、個別の法整備はその目的に向けた一過程である。

### (2) 日本の現行法制度の限界——三つの「不在」

性的マイノリティの人権保障をはかるには、日本の現行法制度における三つの「不在」を解決する必要がある。①文言の不在、②定義の不在、③国内人権機関の不在である。

#### ① 性的マイノリティを直接的に規定する文言の不在

性的指向、性自認、ジェンダー表現、性的特徴など、性的マイノリティと称される人びとの属性や特徴は、日本国憲法第 14 条および日本が批准する人権諸条約には明記されていない。国際法では「性別」という文言に性的指向を含む解釈例もあるが[79]、法解釈は裁判官や実務担当者によって異なりうるため、容易に撤回・修正される恐れがある。日本の人権啓発や男女共同参画施策では性的指向や性同一性障害、性自認等を直接規定し、偏見や差別をなくす取組が実施されている点で評価できる。しかしながら、ハラスメント防止指針などの例外を除いて、施策のほとんどは「配慮」や「意識醸成」に終始しており、人権侵害からの救済システムの構築等、効果的な人権保障の実現にはほど遠い状況にある。

#### ② 差別そのものの定義の不在

日本国憲法第 14 条は「人種、信条、性別、社会的身分又は門地」により「差別されない」と規定する。しかし、「差別」そのものが日本国憲法にも各種の法律にも定義さ

れていないことは、人権条約機関の審査でもしばしば指摘されている（資料⑬）。「差別」の定義が不在であるために、人権侵害事案が見逃されたり、「嫌悪する自由」「差別ではなく区別」といった差別の正当化——公人による言説を含めて——がなされたりする現状がある。とくに社会制度の枠外におかれがちな性的マイノリティを含む少数者の人びとにとって、「差別」の定義は人権侵害の顕在化のために不可欠である。

### ③ 人権保障のための独立した国内人権機関の不在

効果的な人権保障を実現するためには、政府から独立し、構成や財政においても独立し、多元性が確保された国内人権機関が必要である。1993年に国連総会で採択された「国内人権機関の地位に関する原則（パリ原則）」[80]にもとづいて、現在120ヶ国以上で国内人権機関が設立されている。しかし、日本にはこのような人権機関が存在しない。国内人権機関の速やかな設置は、人権条約機関の審査でも幾度も改善勧告を受けている（資料⑭）。たしかに、日本にも人権擁護のための諸機関——法務省人権擁護局や人権擁護委員会制度、男女共同参画会議や専門調査会など——は存在する。しかし、それらは、とくに独立性や権限と責任の観点において、国内人権機関としては機能しない構造的な限界がある。

## (3) 三つの課題

2017年提言では、トランスジェンダーを含む性的マイノリティを対象とする権利保障法／差別禁止法の制定と施策の実施について以下の3点を提言した。①性的指向・性自認・身体的性に関わる特徴等に基づく差別を禁止し、性的マイノリティの権利保障をはかるための根拠となる法律を制定すること、②同法には、性自認の尊重、身体に関する自己決定権の尊重、同性パートナーの共同生活の保障、教育上の権利保障、雇用・労働に関する均等待遇に関する規定を盛り込むこと、法律の実効性を高めるためのガイドラインを策定すること、③同法に基づいて国及び自治体で基本計画を策定し、継続的な公的調査・報告書作成を踏まえて包括的な権利保障政策を立案・実施・評価することである。現在、性的指向および性自認に関連する人権保障に向けて、「理解増進法型」（与党案）[81]、「差別解消法型」（野党案）[82]、「差別禁止法型」（市民案）[83]の三つの法整備の考え方が示されている[10]。本提言では、上記5-(2)で指摘した問題点（三つの「不在」）を考慮し、トランスジェンダーを含む性的マイノリティの人権保障のための法整備には、少なくとも以下の3点を盛り込むべきであると提案したい。

### ① 性的指向・性自認・ジェンダー表現・性的特徴にもとづく差別の禁止

「性別」という文言の拡大解釈では不確実性が残る。「性別」という一般的表現に代えて、「性的指向・性自認・ジェンダー表現・性的特徴」という四つの属性ないし特徴が明記されなければならない。レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックスなどの他、パンセクシュアル、アセクシュアル、Xジェンダーなど、個々人がどのように自身を表現しているかにかかわらず、四つの属性ない

し特徴を理由として差別やハラスメントが生じたか否かが重要だからである。

また、差別の認定が解釈のみに委ねられないよう、一定の枠組みを提示するための定義づけも不可欠である。たとえば、日本が批准している人権条約の定義にならない、「区別、排除、制限又は優先であつて、政治的、経済的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害し又は無効にする目的又は効果を有するもの」といった要素を含む定義づけが求められる（資料⑭—2、3）。これにより、関係差別や憶測差別を含む直接差別ならびに間接差別も、明示的に禁止されることとなる。さらに、上記四つの属性ないし特徴を理由とするハラスメントも、男女雇用機会均等法や労働施策総合推進法の指針等の規定を参照しながら、禁止対象として明記すべきである。

## ② 実施されるべき措置

国および地方公共団体による基本計画の策定は不可欠である。加えて、数値目標の設定等を含む具体的な評価軸を定めた上で、基本計画の的確な政策評価を実施すべきである。基本計画および政策評価のあらゆる過程では、行政職員はもとより、当事者団体を含む市民団体、民間企業、学識経験者等の多元的な参加が確保されなければならない。基本計画には、性的マイノリティ等の多様な性のあり方に関する意識啓発や理解増進の取組も必ず含まなければならない。

人権保障は第一義的に公権力に課せられた義務であるものの、人権保障の実現には、社会を構成するすべての人が、多様な性のあり方について理解を深め、互いの尊厳を認め合う取組が不可欠である。なお、意識啓発や理解増進は人権保障の実現のために必要な土壌ではあるものの、これを人権施策の前提条件と位置づけるのは本末転倒である。意識啓発や理解増進は、長期的ないし永続的な取組を必要とし、次に示す人権保障の履行確保制度と同時に取組を進めてはじめて効果をもつものだからである。

## ③ 人権保障の履行確保制度

人権確保制度の組織には何よりも独立性が求められる。これはパリ原則の根幹でもある。独立性とは、権限行使や身分保障、予算、選任手続きにおいて、政府や政党、政治関係や政策に影響を及ぼす地位または勢力から指示や介入を受けないことを意味する。人権確保のためには、国や地方公共団体、民間企業等に対する意見、是正勧告、提案などを実施することが不可欠なためである。政府から独立した複数の専門家で構成される委員会の形式と、専門家らが履行確保の任務にあたるオンブズ・パーソン型があり、それぞれの予算や人員等を考慮して決定すべきである。人権確保のための組織には、人権侵害に関連する調査・勧告や調停・あっせん等による問題解決、法執行官等への人権教育、具体的な政策の提言などが権限として与えられなければならない。性的マイノリティに関連する情報収集や分析、人権侵害事案に関する年次報告書など、人権確保のための幅広い権限も与えられるべきである[84][85]。

## 6 提言

**提言 1** 法務省は、トランスジェンダーの権利保障のために、国際人権基準に照らして、現行の性同一性障害者特例法に代わる性別記載の変更手続に係る新法（「性別記載変更法（仮称）」）の法案を速やかに取りまとめるべきである。

トランスジェンダーの人権保障のためには、本人の性自認のあり方に焦点をあてる「人権モデル」に則った性別変更手続の保障が必須である。現行特例法は、「性同一性障害」（2019年WHO総会で「国際疾病分類」からの削除を決定）という「精神疾患」の診断・治療に主眼を置く「医学モデル」に立脚しており、速やかに廃止されるべきである。特例法に代わる新法は「性別記載の変更手続に関する法律（仮称）」（略称「性別記載変更法」）とし、国際人権基準に則した形での性別変更手続の簡素化が求められる。以上の見地から、法務省による速やかな法案の取りまとめと国会における迅速な立法化が求められる。

**提言 2** 日常生活のあらゆる場面でトランスジェンダーを含む性的マイノリティの人権が侵害されることがないように、法務省は、性的マイノリティの権利保障一般について定めた根拠法の法案策定に速やかに取り組むべきである。関係省庁及び自治体もまた、今まで以上に実効性の高い権利保障政策の立案・実行・評価につとめることが望まれる。

トランスジェンダーを含む性的マイノリティの権利保障を真の意味で実現するためには、性自認やジェンダー表現を「個人の尊厳」ないし「性的自己決定」として明確に保障する根拠法（LGBT権利保障法・SOGI差別禁止法など）の制定が不可欠である。法務省は、①「性的指向・性自認・ジェンダー表現・性的特徴」にもとづく差別およびハラスメントの禁止、②実施されるべき措置、③人権保障の履行確保制度を盛り込んだ根拠法の法案策定を進めるべきである。現状でも、性的マイノリティの権利保障のための政策が進められているが、目標設定に具体性を欠き、調査や政策評価も不十分である。内閣府・法務省・文部科学省・厚生労働省・外務省・スポーツ庁などの関係省庁及び自治体は、これまで以上に実効性の高い性的マイノリティの権利保障政策を立案・実行し、適正に評価することが期待される。根拠法は、このような政策の指針および評価基準となることが望まれる。

**提言 3** 日本は、将来的には、国連人権諸機関から求められている包括的な差別禁止法の制定を目指すべきである。その意味で、性的マイノリティの権利保障法は、包括的差別禁止法の制定に向けた第一段階として位置付けられねばならない。中央省庁や自治体が連携して包括的な差別禁止法政策を推進し、当事者団体・教育機関・企業・専門家・市民等の協力のもとに、国際人権基準に適った多様性に富む日本社会を築くことが期待される。

日本政府は、国連自由権規約委員会から、性別・人種・宗教などを含む包括的な差別禁止法の制定を勧告されている。社会構造に起因する差別の多くは、複合的かつ交差的であるため、個別の差別禁止法では十分に対応できない。したがって、性的マイノリティの権利保障法は、あくまで包括的差別禁止法制定に向けた過渡的なものと認識されるべきである。今後、日本政府と市民が協力して包括的差別禁止法の制定に向けた取り組みを進め、国際人権基準に適った多様性に富む日本社会を築くことが期待される。

## <用語解説>

### ① 性的マイノリティ／LGBT

性的マイノリティ／LGBTは、性別二元制（人間は一貫して男性と女性に明確に分けられる存在であり、また分けられるべきだと考えること）および異性愛中心主義（男性と女性は性的・感情的・情緒的に惹かれ合う存在であり、また惹かれ合うべきだと考えること）とは異なる生き方をする人々を総称する言葉。「LGBT」はもともと、レズビアン (Lesbian)・ゲイ (Gay)・バイセクシュアル (Bisexual)・トランスジェンダー (Transgender) という4つの主体概念を並べた言葉であるが、現在では他の主体概念（クィア、クエスチョニング、エイセクシュアル、パンセクシュアル、Xジェンダー、トランスセクシュアル、ノン・バイナリー、ジェンダー・ノン・コンフォーミング、インターセックスなど）を含む広い概念として用いられている。4類型以外が含まれることを明確にする目的で「LGBTQ」「LGBTQIA」「LGBT+ (LGBT プラス)」などと表現される場合もある。

### ② 性的指向

性的指向とは、「異なるジェンダーまたは同一のジェンダーまたは一つ以上のジェンダーの個人に対する一人ひとりの深い感情的、情緒的および性的な関心の対象範囲、ならびに、それらの個人との親密なおよび性的な関係性をいう」。(「ジョグジャカルタ原則 (性的指向および性自認に関連する国際人権法の適用に関する原則) (2006)」前文第5段落。ジョグジャカルタ原則については、谷口洋幸「ジョグジャカルタ原則の採択によせて：性的マイノリティと国際人権」『法とセクシュアリティ』2号 (2007年) 117-119頁参照。)

### ③ 性自認

性自認とは、「身体に関する個人の感覚 (自由選択の結果としての医学的、外科的または他の手段による身体的外観または機能の変更を含む)、ならびに、服装、話し方および動作などのその他のジェンダー表現のような、出生時に与えられた性と合致する場合もあれば合致しない場合もある、一人ひとりが心底から感知している内面的および個人的なジェンダー経験をいう」(「ジョグジャカルタ原則 (性的指向および性自認に関連する国際人権法の適用に関する原則) (2006)」前文第6段落)。なお、性自認の「自認」は「identity」の訳語であり、ある程度の時間的・空間的な一貫性をもつ感覚のことを指す。

### ④ ジェンダー表現

ジェンダー表現とは、「個人の服装、髪型、装飾品、化粧品を含む身体的外観、および動作、話し方、振る舞い方、名前および身分証明による自己のジェンダーの表象であり、ジェンダー表現は個人の性自認と一致する場合もあれば一致しない場合もあることに注意すべきである」(「ジョグジャカルタ原則 (性的指向および性自認に関連する国際人権法の適用に関する原則) プラス 10 (2017)」前文第4段落。)

## ⑤ 性的特徴

性的特徴とは、「性器および他の性と生殖に関する解剖学的構造、染色体、ホルモン、思春期以降に生じる第二性徴を含む、性に関連する個人の身体的特徴をいう」。(「ジョグジャカルタ原則 (性的指向および性自認に関連する国際人権法の適用に関する原則) プラス 10 (2017)」前文第 6 段落。)

## ⑥ 出生時に割り当てられた性別

日本では、生まれた時に、医師・助産師・その他の立会人によって出生証明書に「男性／女性」の性別が記され、母または父などが出生届の続柄欄に男女の別を記し、当該情報が戸籍に記載される。詳細は異なるものの、男女の別に関する情報はほとんどの国の出生登録制度に記載されている。なお、男女以外に第三の選択肢を設けている国もある。

## ⑦ トランスジェンダー

出生時に割り当てられた性別 (用語解説⑥) とは異なる性別の性自認・ジェンダー表現のもとで生きている人々の総称 (性同一性障害者を含む)。出生時に割り当てられた性別は女性であり、男性として生きている人を「トランス男性 (Trans-man)」といい、出生時に割り当てられた性別は男性であり、女性として生きている人を「トランス女性 (Trans-woman)」という。

## ⑧ SOGI/SOGIE/SOGIESC

性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の英語の頭文字をあわせた SOGI という用語は、性的マイノリティ/LGBT のような主体を表す言葉と並行して、性に関する個人の属性や特徴をあらわす言葉の総称として用いられる。性的マジョリティないし総称としての LGBT に当てはまらない人々を含むすべての人がもつ属性や特徴であることから、人権保障ないし尊厳や平等の問題を取り扱う際に用いられることが多い。また、本人が自覚する実際 (actual) の SOGI だけでなく、周囲からそのように受けとめられた (perceived)、また、そのように決めつけられた (attribute) SOGI に起因する権利侵害や差別・ハラスメントを可視化する場面でも用いられる。SOGI にジェンダー表現を加えた SOGIE、また、ジェンダー表現と性的特徴を加えた SOGIESC も同様の文脈で用いられる。

## ⑨ 性別適合手術 (Sex (Gender) Reassignment Surgery=SRS (GRS))

自らの性別に強い違和感をもつ者に対し、当事者の性自認に合わせて外科的手法により形態を変更する手術療法のうち、内外性器に関する手術を指す。以前は「性転換手術」と呼ばれていた。トランス男性に対する乳房切除術、子宮付属器切除術、尿道延長術、陰茎形成術、トランス女性に対する除睾術、陰茎切断術、造脛術などがある。

## ⑩ 世界保健機関 (WHO) 「国際疾病分類 (ICD)」

世界保健機関 (World Health Organization=WHO) が作成する国際的に統一した基準で定められ

た死因及び疾病の分類。疾病のなかに、精神疾患も含まれる。日本では、ICDを統計法に基づく統計基準として「疾病、傷害及び死因の統計分類」を告示し、公的統計（人口動態統計等）において適用している。また、医学的分類として医療機関における診療録の管理等においても広く活用されている。正式名称は、『疾病及び関連保健問題の国際統計分類（International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems）』という。ICD-10（1990年）以来、約30年ぶりの改訂として、2018年6月18日にICD-11が公表され、2019年5月のWHO年次総会で承認された。

（参考）厚生労働省報道発表資料 <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000211217.html>

#### ⑪ アメリカ精神医学会『精神障害の診断と統計マニュアル（DSM）』（『精神疾患の分類と診断の手引』）

正式名称は、『精神障害の診断と統計マニュアル（Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders=DSM）』である。その小冊子は、『精神疾患の分類と診断の手引』と訳されている。DSMは、アメリカ精神医学会によって出版された書籍であり、1980年のDSM-IIIから、精神疾患の診断マニュアルとして国際的に急速に用いられるようになった。DSM-5は2013年に発表され、日本精神神経学会が日本語版の用語監修に協力して2014年に翻訳されている。

#### ⑫ 日本精神神経学会「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン」

日本精神神経学会性同一性障害に関する委員会「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン（第4版改）」（2018年）の第2章には、我が国における性同一性障害の医療の歴史が記述されている。初版のガイドライン作成の経緯、そして第2版は治療開始例との齟齬が述べられ、第3版は、性同一性障害の性別取り扱いの特例に関する法律との関連から述べられ、若年層の受診者とその対応及び長期予後についての問題点が指摘されていることから、若年者の治療としての二次性徴抑制治療についてガイドラインに明記する必要性が述べられている。

#### ⑬ 脱病理化（depathologization）

トランスジェンダーの「脱病理化」とは、トランスジェンダーを「障がい（精神疾患）」ではなく、「医療を必要とする場合がある状態」（したがって、医療を必要としない場合もある）と考えることをさす。

（参考）中塚幹也「LGBT、SOGIの中の『性同一性障害』とは」『Modern Physician』39巻5号、2019年、433頁。

#### ⑭ 経済産業省事件（東京地判令和元年12月12日）

原告職員は専門医から「性同一性障害」と診断され、プライベートでは女性として生活しているが、健康上の理由で性別適合手術は受けていない。2010年、同僚への説明会を経て女性らしい服装や化粧で勤務を始め、その後、家裁に申し立てて名前も変更したが、霞

が関の庁舎の勤務フロアと、上下一階ずつの女性用トイレの使用は認められなかったことで、その処遇改善と損害賠償を請求した。判決は、「個人が自認する性別に即した社会生活を送ることができることは、重要な法的利益として、国家賠償法上も保護されるべき」であり、「自認する性別に対応するトイレの使用を制限されることは、個人が有する重要な法的利益の制約に当たる」としたうえで、「(経産省が) 尽くすべき注意義務を怠ったもので、違法」と判示した。また、「なかなか(性転換)手術を受けないだったら、もう男に戻ってはどうか」という上司の発言も違法と判断した。さらに、「トランスジェンダーによる性自認に応じたトイレなどの男女別施設の利用をめぐる国民の意識や社会の受け止め方には、相応の変化が生じている」との指摘も注目される。

#### ⑮ ビジネスと人権に関する指導原則(国連)

「ビジネスと人権に関する指導原則」は、2011年に国連人権理事会で承認されたもので、国家の人権保護義務、企業の人権尊重責任、救済へのアクセスの確保の3つを柱とした文書である。法的拘束力はないが、企業を名宛人とした初の人権文書として、特にグローバルに事業を展開する企業とそのサプライチェーンや投融資機関による取り組みが求められている。東京オリンピック組織委員会も、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則した人権の保護、尊重及び救済を行うことを謳っている。各国は同原則にもとづく国内行動計画(NAP)を策定しており、日本では原案へのパブリックコメントの募集が終了した段階にある(令和2年3月現在)。

(参考) <https://tokyo2020.org/ja/games/sustainability/humanrights>



## <参考文献>

- [1] 三成美保編著 2017『教育と LGBTI をつなぐ——学校・大学の現場から考える』青弓社。
- [2] 三成美保編著 2019『LGBTI の雇用と労働——当事者の困難と解決方法を考える』晃洋書房。
- [3] LGBT 法連合会（性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会）2019「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト(第3版)」2019年3月4日、  
[http://lgbtetc.jp/wp/wp-content/uploads/2019/03/困難リスト第3版\(20190304\).pdf](http://lgbtetc.jp/wp/wp-content/uploads/2019/03/困難リスト第3版(20190304).pdf)。
- [4] 本分科会の23期第2回会合の三橋・針間両参考人の報告も参照。
- [5] Human Rights Council, "Report of the Independent Expert on protection against violence and discrimination based on sexual orientation and gender identity," U.N. Doc. A/HRC/38/43, 11 May 2018, paras. 26-47. ハンガリーでは COVID-19 パンデミックに関する緊急事態宣言のもとで実施される法改正において、トランスジェンダーの性別変更承認法を取り消す提案が出されている。See. "Hungary prepares to end legal recognition of trans people," The Guardian, 26 April 2020, available at <https://www.theguardian.com/world/2020/apr/26/hungary-prepares-to-end-legal-recognition-of-trans-people>.
- [6] アジア女性資料センター2019『女たちの21世紀』No. 98（特集：フェミニズムとトランス排除）所収の各論文参照。
- [7] 日本学術会議法学委員会社会と教育における LGBTI 権利保障分科会 2017「(提言) 性的マイノリティの権利保障をめざして——婚姻・教育・労働を中心に」(平成 29 (2017) 年 9 月 29 日)。<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t251-4.pdf>
- [8] 棚村政行・中川重徳編 2016『同性パートナーシップ制度——世界の動向・日本の自治体における導入の実際と展望』日本加除出版。
- [9] 三成美保 2019「SOGI 差別解消に向けた地方自治体の取り組み」『日本ジェンダー研究』22号。
- [10] 谷口洋幸 2017「LGBT/SOGI に関する包括的な法整備の必要性」(三成編『教育と LGBTI をつなぐ』=前掲[1])。
- [11] 「特集：LGBT (性的マイノリティ) の権利保障—差別禁止法・理解促進法の動きと今後の課題」2018『ジェンダーと法』15号。
- [12] 「民法の一部を改正する法律案」(通称：婚姻平等法案) 2019 (令和元) 年 6 月 3 日第 198 回国会提出。
- [13] 谷口洋幸編 2019『LGBT をめぐる法と社会』日本加除出版。
- [14] 南野知恵子監修 2004『解説・性同一性障害者性別取扱特例法』日本加除出版。
- [15] ヒューマン・ライツ・ウォッチ報告書 2019『高すぎるハードル——日本の法律上の性別認定制度におけるトランスジェンダーへの人権侵害』2019年3月。  
[https://www.hrw.org/sites/default/files/report\\_pdf/japan0319\\_web\\_jp2.pdf](https://www.hrw.org/sites/default/files/report_pdf/japan0319_web_jp2.pdf)
- [16] 濱口晶子 2019「性同一性障害者特例法における性別取扱いの変更と生殖腺除去要件

の合憲性」『新・判例解説 Watch、憲法 N. 156』2019 年 4 月 26 日掲載、4 頁。

[17] 山内俊雄 1999 『性同一性障害と性転換手術は許されるのか——性のありかた』明石書店、214 頁。

[18] 日本語版用語監修：日本精神神経学会、監訳：高橋三郎／大野裕、訳：染矢俊幸（他）2014 『DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル』医学書院。同 2014 『DSM-5 精神疾患の分類と診断の手引』医学書院、203 頁。

[19] 日本医事新報社 2018 「Web 医事新報」No. 4940 (2018 年 12 月 29 日発行) 17 頁、「NEWS 30 年ぶりの大改訂のポイントと国内適用の見通し【国際疾病分類 ICD-11】」

<https://www.jmedj.co.jp/journal/paper/detail.php?id=11302> (最終閲覧 2020 年 5 月 1 日)

[20] 東優子 2018 「トランスジェンダーの医療と人権」(『ジェンダーと法』15 号=前掲[11])、127-130 頁。

[21] 三橋順子 2019 「LGBT と法律～日本における性別移行法をめぐる諸問題」(谷口編『LGBT をめぐる法と社会』=前掲[13])、52-53 頁。

[22] 日本精神神経学会性同一性障害に関する委員会 2018 「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン (第 4 版改)」。

[https://www.jspn.or.jp/uploads/uploads/files/activity/gid\\_guideline\\_no4\\_20180120.pdf](https://www.jspn.or.jp/uploads/uploads/files/activity/gid_guideline_no4_20180120.pdf) (最終閲覧 2020 年 5 月 1 日)

[23] 「特集 2 : セクシュアリティ」2018 (『ジェンダー法研究』5 号、信山社)

[24] 谷口洋幸 2018 「人権としての性別：ヨーロッパ人権条約の判例が示唆すること」(『ジェンダー法研究』5 号=前掲[23])、99 頁。

[25] 中塚幹也 2017 『封じ込められた子ども、その心の声を聴く——性同一性障害の生徒に向き合う』ふくろう出版。

[26] 中塚幹也 2017 「LGBTI 当事者のケアに向けた学校と医療施設との連携」(三成編『教育とLGBTIをつなぐ』=前掲[1])、90 頁。

[27] 齋藤実 2018 「北欧諸国におけるトランスジェンダーの状況」(『ジェンダー法研究』5 号=前掲[23])、117 頁。

[28] 渡邊泰彦 2017 「性的自己決定権と性別変更要件の緩和」(二宮周平編『性のあり方の多様性——一人ひとりのセクシュアリティが大切にされる社会を目指して』日本評論社)、201 頁。

[29] 藤戸敬貴 2017 「性同一性障害者特例法とその周辺」(『国立国会図書館、調査と情報』977 号、2017 年 9 月 26 日、4 頁。

[30] 渡邊泰彦 2009 「憲法と婚姻保護：性同一性障害者の性別変更要件をもとに」(『同志社法学』60 巻 7 号、333 頁。ドイツ連邦憲法裁判所 2008 年 5 月 27 日決定が非婚要件を違憲としたことから、法改正が実現した。

[31] 渡邊 2017 (前掲[28])、203 頁。

[32] 厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部、第 2 室長釜野さおり代表「働き方と暮らしの多様性と共生」研究チーム(大阪市協力)「大阪市民の働き方と暮らし

- の多様性と共生にかんするアンケート」(2019年) <https://osaka-chosa.jp/>
- [33] 南野 2004 (前掲[14])、89 頁。
- [34] 南野 2004 (前掲[14])、13 頁。
- [35] 棚村政行 2008 「性同一性障害をめぐる法的状況と課題」『ジュリスト』1364 号、7 頁。
- [36] 南野 2004 (前掲[14])、93 頁。
- [37] 渡邊泰彦 2016 「同性の両親と子 (その4)」『産大法学』49 卷4 号、89 頁。
- [38] 濱口 2019 (前掲[16])、3 頁。
- [39] 石嶋舞 2017 「性同一性障害者特例法における身体的要件の撤廃についての一考察」『早稲田法学』93 卷1 号、108 頁の注 76。
- [40] 渡邊泰彦 2011 「性別変更要件の見直し～性別適合手術と生殖能力について」『産大法学』45 卷1 号、48 頁以下。
- [41] 渡邊泰彦 2019 「ドイツの判例と法改正」(『ジェンダー法研究』5 号=前掲[23])、152-153 頁。
- [42] 石嶋 2017 (前掲[39])、89 頁以下。身体的要件を廃止した場合の親子関係に関する詳細な検討がされている。
- [43] 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う戸籍事務の取扱いについて (通知)」(平 20 (2008) ・12 ・12 民一 3217 号)。
- [44] Trans Rights Europe and Central Asia 2019: Mental Health Diagnosis Requirement, posted on 17 May 2019, [https://tgeu.org/wp-content/uploads/2019/05/MapA\\_TGEU2019.pdf](https://tgeu.org/wp-content/uploads/2019/05/MapA_TGEU2019.pdf).
- [45] 「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査について」文部科学省平成 22 (2014) 年 6 月 13 日)。  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2016/06/02/1322368\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2016/06/02/1322368_01.pdf) (last visited 30 September 2019)。
- [46] 「性同一性障害等に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成 27 (2015) 年 4 月 30 日 27 文科初児生第 3 号)。
- [47] 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について (教職員向け)」(平成 28 (2016) 年 4 月 1 日)、  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/04/1369211.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm) (last visited 30 September 2019)。
- [48] 「いじめ防止等のための基本的な方針」(平成 25 (2013) 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定 (最終改定平成 29 (2017) 年 3 月 14 日))。
- [49] 「衆議院議員西村智奈美君提出学習指導要領改訂に際して「思春期になると異性への関心が芽生える」と記載して LGBT について記載されなかったことに関する質問に対する答弁書」(平成二十九年四月十四日受領答弁第一九九号)。
- [50] LGBT 法連合会編 2019 『日本と世界の LGBT の現状と課題—SOGI と人権を考える』かもがわ出版、156 頁。本提言資料⑥参照。
- [51] 奈良女子大学 <http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/news/transgender/index.html>

- [52] お茶の水女子大学 <http://www.ocha.ac.jp/news/20190528.html>
- [53] ユネスコ編／浅井春夫他訳 2017『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』明石書店。
- [54] 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針（平成 18（2006）年厚生労働省告示第 615 号）」（最終改正：平成 28（2016）年 8 月 2 日厚生労働省告示第 314 号）。
- [55] 一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）「ダイバーシティ・インクルージョン社会の実現に向けて」（2017 年 5 月 16 日）。
- [56] 日本労働組合総連合会 2016 「LGBT に関する職場の意識調査」  
<https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/data/20160825.pdf> (last visited 30 September 2019).
- [57] 厚生労働省『公正な採用選考を目指して（平成 30 年度版）』41-42 頁、  
<https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/topics/saiyo/dl/saiyo-01.pdf> (last visited 30 September 2019).
- [58] 厚生労働省労働基準局監督課「モデル就業規則」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/model/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/model/index.html) (last visited 30 September 2019)。
- [59] 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（令和元（2019）年 5 月 28 日参議院厚生労働委員会）。
- [60] 厚生労働省「職場におけるハラスメント関係指針」（令和 2 年 1 月 15 日厚生労働省告示第 5 号）<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000584517.pdf>
- [61] 三部倫子 2019 「LGBT の患者対応についての看護部長アンケート」（科学研究費補助金「医療機関における家族一性的指向と性自認を軸とする患者・看護師の相互行為」報告書）2019 年 12 月。
- [62] 大西彩乃 2016 「日本における LGBT 特有の医療問題を解決する方法について」『医療・生命と倫理・社会』13、1-14 頁。
- [63] 文部科学省モデル・コア・カリキュラム改定に関する連絡調整委員会モデル・コア・カリキュラム改定に関する専門研究委員会「医学教育モデル・コア・カリキュラム」  
[https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2017/06/28/1383961\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/06/28/1383961_01.pdf) (2020. 1. 21 閲覧)
- [64] 北出千春、上田恵、中村乃利子、村田さよ子（2019）「LGBT の看護学生に対する看護教員の認識と支援の実態」（第 49 回（平成 30 年度）日本看護学会論文集看護教育）、155-158 頁。
- [65] Parliamentary Assembly of the Council of Europe, Discrimination against homosexuals, Recommendation 924 (1981).
- [66] Parliamentary Assembly of the Council of Europe, Lesbians and gays in sport, Recommendation 1635 (2003).
- [67] Committee of Ministers of the Council of Europe, Measures to combat discrimination on grounds of sexual orientation or gender identity, Recommendation CM/Rec(2010)5,

31 March 2010.

[68] Council of Europe, "Combating discrimination on grounds of sexual orientation and gender identity: Council of Europe Standards,"

<https://www.coe.int/en/web/sogi/council-of-europe-standards>.

[69] 小泉悠 2013 「【ロシア】ゲイ・プロパガンダ禁止法の成立」『外国の立法』256-2号、16-17頁。オバマ米大統領（当時）など多くの首脳が、ロシア政府が同性愛者を弾圧していることを理由に、ソチ冬季オリンピックの開・閉会式に出席しない方針を打ち出した。

[70] International Olympic Committee, "Host City Contract: Operational Requirement," pp.127-128,

<https://stillmed.olympic.org/media/Document%20Library/OlympicOrg/Games/Host-City-Contract/HCC-Operational-Requirements.pdf>.

[71] 公益財団法人日本スポーツ協会 2020 「体育・スポーツにおける多様な性のあり方ガイドライン～性的指向・性自認（SOGI）に関する理解を深めるために～」17頁。

[https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/supoken/doc/jspo\\_sogi\\_guideline0229high.pdf](https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/supoken/doc/jspo_sogi_guideline0229high.pdf)

[72] 「性同一性障害等を有する被收容者の処遇指針について（通知）」（平成23（2011）年6月1日法務省矯成第3212号）、「『性同一性障害等を有する被收容者の処遇指針について』の一部改正について（通知）」（平成27（2015）年10月1日法務省矯成第2631号）。

[73] Rapporteur on torture and other cruel, inhuman or degrading treatment or punishment, Report to the Human Rights Council, 5 January 2016, A/HRC/31/57, para. 70 (s) and (t).

[74] 高佐智美 2011 「同性愛者の難民該当性」（谷口洋幸他編『性的マイノリティ判例解説』信山社）。

[75] Toonen v. Australia, Communication No. 488/1992, U.N. Doc. CCPR/C/50/D/488/1992.

[76] [http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00005.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00005.html) (last visited 30 September 2019).

[77] 「第3次男女共同参画基本計画」（平成22（2010）年12月17日閣議決定）。

[78] 「第4次男女共同参画基本計画」（平成27（2015）年12月25日閣議決定）。

[79] Toonen v. Australia, Communication No. 488/1992, U.N. Doc. CCPR/C/50/D/488/1992.

[80] "Principles relating to the Status of National Institutions (The Paris Principles)", U.N. Doc. A/RES/48/134, 20 December 1993.

[81] 自由民主党 「LGBTに関するわが党の政策について」

<https://www.jimin.jp/news/policy/137893.html>

[82] 第一九〇回衆第五七号「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」（2018年）

[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g19001057](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g19001057)

.htm

[83] LGBT 法連合会 2015 「LGBT 差別禁止法案」

<http://lgbtetc.jp/wp/wp-content/uploads/2016/03/%E3%83%9D%E3%83%B3%E3%83%81%E7%B5%B5%E4%BB%98%E3%81%8D%E7%A7%81%E6%A1%88.pdf>

[84] 日本弁護士連合会 2018 「政府から独立した国内人権機関設立のために」

<https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/kokunaijinkenkan.pdf> (last visited 30 December 2019).

[85] 新規公表物（2020年3月）として、令和元年度厚生労働省委託事業（2020）「職場におけるダイバーシティ推進事業報告書「多様な人材が活躍できる職場環境に関する企業の事例集—性的マイノリティに関する取組事例」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/0000088194\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/0000088194_00001.html)

<参考資料A (表) >

表① 日本国内における LGBT 対応(網掛けは国連人権諸機関からの LGBT 勧告)

2002 (H14) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年3月15日閣議決定)に同性愛者への差別といった性的指向に係る問題の解決に資する施策の検討を行うことが盛り込まれる</li> </ul>
2004 (H16) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(平成15年法律第111号)施行</li> </ul>
2008 (H20) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連自由権規約委員会からの勧告</li> <li>・国連人権理事会の普遍的定期審査</li> </ul>
2010 (H22) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第3次男女共同参画基本計画」(平成22年12月17日閣議決定)において性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合への対応が盛り込まれる</li> <li>・文部科学省が性同一性障害への対応徹底を求める事務連絡を发出</li> </ul>
2012 (H24) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府が人権擁護に関する世論調査を実施</li> <li>・「自殺総合対策大綱」(平成24年8月28日閣議決定)で自殺の恐れが高い層として「性的マイノリティ」に言及</li> <li>・国連人権理事会の普遍的定期審査</li> </ul>
2013 (H25) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連社会権規約委員会からの勧告</li> </ul>
2014 (H26) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省が学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査を公表22</li> <li>・国連自由権規約委員会からの2度目の勧告</li> </ul>
2015 (H27) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LGBTに関する課題を考える国会議員連盟発足(超党派)</li> <li>・文部科学省が「性的マイノリティ」の児童生徒全般に配慮を求める通知を发出</li> <li>・東京都渋谷区と世田谷区が同性パートナーの証書の発行を行う制度を開始</li> <li>・「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)において第3次計画の内容が踏襲される</li> </ul>
2016 (H28) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省が教職員向け手引を作成・公表</li> <li>・国連女性差別撤廃委員会からの勧告</li> </ul>
2017 (H29) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女雇用機会均等法(昭和47年法律第113号)に基づく改正セクハラ指針が施行され、被害者の性的指向・性自認にかかわらず職場におけるセクハラが対象となることが明記された</li> <li>・性的指向や性自認をからかいやいじめの対象とする言動もセクハラに当たり許されないことを明確化する人事院規則の運用通知の改正</li> <li>・いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)に基づく基本方針が改定され、別添資料としてLGBTへの対応が盛り込まれる</li> <li>・「自殺総合対策大綱」が改訂され性的マイノリティ関連の内容・担当府省が拡大</li> <li>・2020年東京オリンピック・パラリンピック大会において開催における調達コードに、LGBTなどを含めた「社会的少数者」の権利尊重を規定</li> <li>・性的指向と性自認に関する施策を推進するための地方自治体議員連盟が発足</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本学術会議提言「性的マイノリティの権利保障をめざして」発出</li> <li>・国連人権理事会の普遍的定期審査</li> </ul>
2018 (H30) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都人権尊重条例 (多様な性の理解の推進を明記・SOGI 差別解消法案の提出 (野党5党1会派による))</li> </ul>
2019 (H31・R元) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性同一性障害者特例法における性別変更の不妊化要件について合憲判断</li> <li>・同性婚訴訟が提起される (札幌、東京、名古屋、大阪、福岡にて)</li> <li>・同性婚法案の提出 (野党3党)</li> <li>・東京地裁、性同一性障害の経産省職員へのトイレ利用の制限に対し「違法」と判断。国に賠償命令</li> </ul>
2020 (R2) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同性パートナーシップ制度を導入する自治体が33に (1月段階)</li> <li>・改正労働施策総合推進法にもとづくパワハラ防止ガイドラインでSOGI 原の防止措置義務を明記</li> <li>・2つの国立大学法人女子大学がトランスジェンダー女子学生の受け入れを開始</li> <li>・日本学術会議提言「トランスジェンダーの権利保障をめざして」(本提言)</li> <li>・子どもの権利委員会からの勧告</li> </ul>

(出所)『朝日新聞』(平 28.4.2) (平 28.11.20) を基に参議院法務委員会調査室作成したもの (中西絵里 2017「LGBT の現状と課題— 性的指向又は性自認に関する差別とその解消への動き」『立法と調査』(2017.11) No. 394、7 頁。  
[https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou\\_chousa/backnumber/2017pdf/20171109003.pdf](https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2017pdf/20171109003.pdf)) に、本分科会で情報を一部修正追加 (2017 年以前)・新規追加 (2018 年・2019 年・2020 年分)。



表② 性同一性障害者特例法による性別の取り扱いの変更数の推移(司法統計による)

年	新受	既済					未済
		総数	認容	却下	取下げ	その他	
2004年	130	101	97	0	4	0	29
2005年	243	241	229	4	8	0	31
2006年	257	263	247	4	11	1	25
2007年	284	281	268	5	8	0	28
2008年	440	429	422	2	5	0	39
2009年	466	463	448	3	10	2	42
2010年	537	540	527	1	12	0	39
2011年	639	618	609	1	8	0	60
2012年	742	753	737	5	10	1	49
2013年	786	780	769	2	8	1	55
2014年	831	828	813	6	7	2	58
2015年	877	867	855	2	8	2	68
2016年	902	903	885	4	12	2	67
2017年	924	916	903	2	9	2	75
2018年	860	877	867	—	7	3	58
合計	8,918	8,860	8,676	41	127	16	723

表③ 性別違和感を自覚し始めた時期

	全症例 (n=1,167)	MTF (n=431)	FTM (n=736)
小学校入学以前	660 (56.6%)	145 (33.6%)	515 (70.0%)
小学校低学年	158 (13.5%)	67 (15.5%)	91 (12.4%)
小学校高学年	115 (9.9%)	56 (13.0%)	59 (8.0%)
中学生	113 (9.7%)	74 (17.2%)	39 (5.3%)
高校生以降	92 (7.9%)	77 (17.9%)	15 (2.0%)
不明	29 (2.5%)	12 (2.8%)	17 (2.3%)

(出所) 中塚幹也 (2017) 「LGBTI 当事者のケアに向けた学校と医療施設との連携」三成美保編『教育とLGBTIをつなぐ——学校・大学の現場から考える』(青弓社) 90 頁。

## <参考資料B（法令・判例等）>

### 資料① 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（2003年制定、2008年改正） （抄）

（趣旨）第一条 この法律は、性同一性障害者に関する法令上の性別の取扱いの特例について定めるものとする。

（定義）第二条 この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

（性別の取扱いの変更の審判）第三条 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

- 一 二十歳以上であること。
- 二 現に婚姻をしていないこと。
- 三 現に未成年の子がいないこと。
- 四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- 五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

2 前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。

（性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い）第四条 性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす。

2 前項の規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではない。

（以下、附則抄、附則は略）

### 資料② 日本学術会議法学委員会 LGBTI 権利保障分科会 提言「性的マイノリティの権利保障をめざして—婚姻・教育・労働を中心に—」（2017年9月29日）（提言箇所のみ抜粋）

「性的マイノリティの権利保障には、国民全体の理解が欠かせない。学校・職場・地域が一体となって性的マイノリティに対する偏見と差別を取り除き、性的マイノリティに対する理解を深めて「共生社会」を築くことが、国民が果たすべき課題である。そのような展望のもとに、以下のとおり提言する。

第一に、立法府・政府に対し、差別解消のための根拠法の制定と包括的な法政策の策定

に向けて、以下の通り提言する。①性的指向・性自認（性同一性）・身体的性に関わる特徴等に基づく差別を禁止し、性的マイノリティの権利保障をはかるための根拠法を制定すること。②同法には、性自認の尊重、身体に関する自己決定権の尊重、婚姻を含む共同生活の保障、教育上の権利保障、雇用・労働に関する均等待遇に関する規定を盛り込むこと。③同法に基づいて国・自治体は基本計画を策定し、継続的な公的調査・白書作成を踏まえて包括的な権利保障政策を立案・実施・評価すること。

第二に、関連法等の改正につき、以下のとおり提言する。①同性パートナーとの共同生活を保障するために民法を一部改正して婚姻の性中立化をはかること。②「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の名称変更と要件緩和を行うこと。③個人情報保護法の不利益取扱い禁止規定に性的マイノリティの権利を導入し、「要配慮個人情報」に「性的指向と性自認」の文言を追加すること。④ハラスメント言動の防止について、男女雇用機会均等法のセクシュアル・ハラスメント指針を人事院規則と同内容とすること。

第三に、教育における権利保障の課題を達成するため、文部科学省及びすべての教育機関等に対して、以下の通り提言する。①文科省は、教育機関の段階や種別を問わず、「修学支援」「入学保障」「在籍保障」の三面にわたって性的マイノリティの「学ぶ権利」を包括的に保障するためのガイドラインを策定すること。②文科省及び各教育機関・教科書出版社は「性の多様性」に関する教育を充実させるために、教科書の改訂に取り組み、関連教科に関する学習指導要領の見直しに向けて検討すること。③すべての教育機関は、性的マイノリティに対するハラスメントの防止に取り組むとともに、差別解消のための研修を積極的に行うこと。④すべての教育機関は、性別記載欄・通称名使用・トイレ等の施設利用について現状を点検し、速やかに必要な改善を行うこと。

第四に、雇用・労働に関する権利保障の課題を達成するため、厚生労働省及び各事業体に対して以下の通り提言する。①厚労省は、雇用・労働における性的マイノリティの権利保障を目的としたガイドラインを策定すること。②各事業体は、性的マイノリティに対する理解増進・差別禁止のための取り組みを速やかに実践し、福利厚生についても配慮すること。また、性自認に即した服装やふるまいの尊重、トイレ等の施設利用の便宜、ハラスメント防止対策の徹底に努めること。③国及び自治体は、教育機関や企業等と連携しつつ、雇用・労働における性的マイノリティの権利保障を目指す先進的な取り組みを積極的に支援し、性的マイノリティが尊厳をもって安全に働けるよう十分な対策を講じること。」

（出典）日本学術会議 <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t251-4.pdf>

### 資料③ 手術要件について判断した裁判例

#### ③—1 最高裁第2小法廷平31(2019)・1・23決定

原告代理人大山知康の抗告理由について

性同一性障害者につき性別の取扱いの変更の審判が認められるための要件として「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」を求める性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項4号の規定（以下「本件規定」という。）の下では、性同一性障害者が当該審判を受けることを望む場合には一般的には生殖腺除去手術

を受けていなければならないこととなる。本件規定は、性同一性障害者一般に対して上記手術を受けること自体を強制するものではないが、性同一性障害者によっては、上記手術まで望まないのに当該審判を受けるためやむなく上記手術を受けることもあり得るところであって、その意思に反して身体への侵襲を受けない自由を制約する面もあることは否定できない。もっとも、本件規定は、当該審判を受けた者について変更前の性別の生殖機能により子が生まれることがあれば、親子関係等に関わる問題が生じ、社会に混乱を生じさせかねないことや、長きにわたって生物学的な性別に基づき男女の区別がされてきた中で急激な形での変化を避ける等の配慮に基づくものと解される。これらの配慮の必要性、方法の相当性等は、性自認に従った性別の取扱いや家族制度の理解に関する社会的状況の変化等に応じて変わり得るものであり、このような規定の憲法適合性については不断の検討を要するものというべきであるが、本件規定の目的、上記の制約の態様、現在の社会的状況等を総合的に較量すると、本件規定は、現時点では、憲法 13 条、14 条 1 項に違反するものとはいえない。

このように解すべきことは、当裁判所の判例（最高裁昭和 28 年（オ）第 389 号同 30 年 7 月 20 日大法廷判決・民集 9 卷 9 号 1122 頁、最高裁昭和 37 年（オ）第 1472 号同 39 年 5 月 27 日大法廷判決・民集 18 卷 4 号 676 頁、最高裁昭和 40 年（あ）第 1187 号同 44 年 12 月 24 日大法廷判決・刑集 23 卷 12 号 1625 頁）の趣旨に徴して明らかというべきである。論旨は採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。なお、裁判官鬼丸かおる、同三浦守の補足意見がある。

裁判官鬼丸かおる、同三浦守の補足意見は、次のとおりである。

1 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「特例法」という。）は、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについて 2 人以上の医師の診断が一致しているものを対象として、その法令上の性別の取扱いの特例について定めるものである。これは、性同一性障害者が、性別の違和に関する苦痛を感じるとともに、社会生活上様々な問題を抱えている状況にあることから、その治療の効果を高め、社会的な不利益を解消するために制定されたものと解される。そして、特例法により性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、変更後の性別で婚姻をすることができるほか、戸籍上も、所要の変更等がされ、法令に基づく行政文書における性別の記載も、変更後の性別が記載されるようになるなど、社会生活上の不利益が解消されることになる。

また、性別は、社会生活や人間関係における個人の属性の一つとして取り扱われているため、個人の人格的存在と密接不可分のものということができ、性同一性障害者にとって、特例法により性別の取扱いの変更の審判を受けられることは、切実ともいえるべき重要な法的利益である。

本件規定は、本人の請求により性別の取扱いの変更の審判が認められるための要件の一つを定めるものであるから、自らの意思と関わりなく性別適合手術による生殖腺の除去が

強制されるというものではないが、本件規定により、一般的には当該手術を受けていなければ、上記のような重要な法的利益を受けることができず、社会的な不利益の解消も図られないことになる。

さらに、性別適合手術については、特例法の制定当時は、原則として、第1段階（精神科領域の治療）及び第2段階（ホルモン療法等）の治療を経てなおその身体的性別に関する強い苦痛等が持続する者に対する最終段階の治療として行うものとされていたが、その後の臨床経験を踏まえた専門的な検討を経て、現在は、日本精神神経学会のガイドラインによれば、性同一性障害者の示す症状の多様性を前提として、この手術も、治療の最終段階ではなく、基本的に本人の意思に委ねられる治療の選択肢の一つとされている。

したがって、生殖腺を除去する性別適合手術を受けていない性同一性障害者としては、当該手術を望まない場合であっても、本件規定により、性別の取扱いの変更を希望してその審判を受けるためには当該手術を受けるほかに選択の余地がないことになる。

2 性別適合手術による卵巣又は精巣の摘出は、それ自体身体への強度の侵襲である上、外科手術一般に共通することとして生命ないし身体に対する危険を伴うとともに、生殖機能の喪失という重大かつ不可逆的な結果をもたらす。このような手術を受けるか否かは、本来、その者の自由な意思に委ねられるものであり、この自由は、その意思に反して身体への侵襲を受けない自由として、憲法13条により保障されるものと解される。上記1でみたところに照らすと、本件規定は、この自由を制約する面があるというべきである。

そこで、このような自由の制約が、本件規定の目的、当該自由の内容・性質、その制約の態様・程度等を総合的に較量して、必要かつ合理的なものとして是認されるか否かについて検討する。

本件規定の目的については、法廷意見が述べるとおり、性別の取扱いの変更の審判を受けた者について変更前の性別の生殖機能により子が生まれることがあれば、親子関係等に関わる問題が生じ、社会に混乱を生じさせかねないことや、長きにわたって生物学的な性別に基づき男女の区別がされてきた中で急激な形での変化を避ける等の配慮に基づくものと解される。

しかし、性同一性障害者は、前記のとおり、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であるから、性別の取扱いが変更された後に変更前の性別の生殖機能により懐妊・出産という事態が生ずることは、それ自体極めてまれなことと考えられ、それにより生ずる混乱といっても相当程度限られたものといえることができる。

また、上記のような配慮の必要性等は、社会的状況の変化等に応じて変わり得るものであり、特例法も、平成15年の制定時の附則2項において、「性別の取扱いの変更の審判の請求をすることができる性同一性障害者の範囲その他性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況、性同一性障害者等を取り巻く社会的環境の変化等を勘案して検討が加えられ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。」と定めていた。これを踏まえて、

平成 20 年、特例法 3 条 1 項 3 号の「現に子がいないこと」という要件に関し、これを緩和して、成人の子を有する者の性別の取扱いの変更を認める法改正が行われ、成人の子については、母である男、父である女の存在があり得ることが法的に肯定された。そして、その改正法の附則 3 項においても、「性同一性障害者の性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律による改正後の特例法の施行の状況を踏まえ、性同一性障害者及びその関係者の状況その他の事情を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。」旨が定められ、その後既に 10 年を経過している。

特例法の施行から 14 年余を経て、これまで 7000 人を超える者が性別の取扱いの変更を認められ、さらに、近年は、学校や企業を始め社会の様々な分野において、性同一性障害者がその性自認に従った取扱いを受けることができるようにする取組が進められており、国民の意識や社会の受け止め方にも、相応の変化が生じているものと推察される。

以上の社会的状況等を踏まえ、前記のような本件規定の目的、当該自由の内容・性質、その制約の態様・程度等の諸事情を総合的に較量すると、本件規定は、現時点では、憲法 13 条に違反するとはまではいえないものの、その疑いが生じていることは否定できない。

3 世界的に見ても、性同一性障害者の法的な性別の取扱いの変更については、特例法の制定当時は、いわゆる生殖能力喪失を要件とする国が数多く見られたが、2014 年（平成 26 年）、世界保健機関等がこれを要件とすることに反対する旨の声明を発し、2017 年（平成 29 年）、欧州人権裁判所がこれを要件とすることが欧州人権条約に違反する旨の判決をするなどし、現在は、その要件を不要とする国も増えている。

性同一性障害者の性別に関する苦痛は、性自認の多様性を包容すべき社会の側の問題でもある。その意味で、本件規定に関する問題を含め、性同一性障害者を取り巻く様々な問題について、更に広く理解が深まるとともに、一人ひとりの人格と個性の尊重という観点から各所において適切な対応がされることを望むものである。

平成 31 年 1 月 23 日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 三浦守 裁判官 鬼丸かおる 裁判官 山本庸幸 裁判官 菅野博之

### ③—2 AP・ギャルソン・ニコ対フランス事件判決（欧州人権裁判所 2017 年 4 月 6 日）の要旨（抜粋）

「条約 8 条の「私生活」には身体的・精神的一体性に加えて個々人の身体的・社会的アイデンティティも含まれ、性自認、性別の一致、名前、性的指向、性生活などの要素がこれに該当する。8 条が保障する人格的自律には、トランスジェンダーの場合、自らの性自認を定義する自由としての自己決定権も含まれる。人格形成や身体的・精神的安全性の確保も、トランスジェンダーの権利である。性別適合手術を終えているか否かで違いは生じない（para. 92-94）。

本件では 8 条のもとでの国家の積極的義務が問われており、争点は 2 つの要件を充足しない場合も変更を認める義務が生じるかである。したがって、裁量の余地の観点から、各要件が衡平なバランスを保っているか判断する（para. 100-101）。

### (1) 「不可逆的な外見の変更」要件

同要件の文言は曖昧だが、「不可逆的」は抜本的な変更を示唆し、トランスジェンダーにとって断種概念を想起させる。この曖昧さに個人の身体的一体性が賭けられているのは問題である。大審裁判所ごとに判断が異なるとしても、国家人権諮問委員会（CNCDH）や立法趣旨、関連団体の見解から同要件に断種が含まれるのは明らかである。したがって、同要件は極めて高い蓋然性をもって断種を求めている（para. 117-120）。

裁量の余地の観点から、断種要件にヨーロッパ・コンセンサスはない。民事身分の不可分性・信頼性・一貫性の保持には公益性があり、道徳的・倫理的問題もはらむ。しかし本件は個人の内面的なアイデンティティの本質が争点である。人格的自律の概念は8条に通底する重要原理であり、性自認と人格形成の権利は基本的な要素となる。本件において国家の裁量の余地は狭い。同要件はヨーロッパ各国で撤廃されていく傾向にある。人権関連のヨーロッパ地域機関や国際機関の多くは同要件の人権侵害性を明確に認識しており、その認識は破毀院判決より以前または同時期に示されている（para. 122-125）。

すべてのトランスジェンダーが治療や外科手術を望まないにもかかわらず、断種要件は性別変更のための施術を強制する側面がある。治療や外科手術は3条と8条で保護される身体的一体性にかかわる。インフォームド・コンセントなき断種について同条違反を認めたと先例のとおり、断種は人間の身体機能の本質に関係するため、本人の身体的・精神的健康、感情や精神、家族生活を含む個人の一体性に関する複数の側面に影響を及ぼす。同意なき施術は条約の中核原則のひとつである自由と尊厳に反する。医療支援の提供への合意も同様である（para. 126-129）。

治療への不同意が性自認や人格形成の権利行使を妨げる場合、治療は真の合意にもとづくものとはいえない。トランスジェンダーの性自認の承認のために断種ないし断種に繋がりうる外科手術や治療を要件とすることは、8条の権利行使や3条の身体的一体性の尊重を受ける権利行使を放棄させることに相当する（para. 130-131）。

民事身分の不可分性・信頼性・一貫性、より広くは法的安定性の確保は十分に一般的利益である。しかし、フランス法は性別適合手術を望まないトランスジェンダーに解決不可能な葛藤を与えている。断種手術をうけて8条の権利である身体的一体性を放棄するか、または性自認の承認を放棄して身体的一体性の権利を完全に行使するか。先例は8条の身体的一体性の尊重にもとづき断種手術の義務づけを排除する。フランス法も2016年の改正で断種を性別変更要件から明示的に除外した（para. 132-134）。

したがって、ギャルソンおよびニコが不可逆的な外見の変更を立証せず、断種手術ないし断種に繋がりうる治療を証明しなかったことによる性別変更の不承認は、8条のもとの積極的義務に違反する（para. 135）。」

（出典）谷口洋幸「性別変更要件の人権侵害性—AP・ギャルソン・ニコ対フランス事件（ヨーロッパ人権裁判所2017年4月6日判決）」『国際人権』30号（2019）133-135頁。

資料④ WHO（世界保健機関）、国連合同エイズ計画（UNAIDS）、国連人口基金（UNFPA）、国連開発計画（UNDP）、国連人権高等弁務官事務所（UNHCHR）、国際連合人権高等弁務官事務所（OHCHR）「強制・強要された、または不本意な不妊手術の廃絶を求める共同声明」（2014年）（Eliminating forced, coercive and otherwise involuntary sterilization – An interagency statement）（2014年5月30日）

「トランスジェンダーやインターセックスの人たちのように、断種手術にまつわる差別と虐待の長い歴史があるグループがいる。その歴史は今日も続いている」と報告書には書かれている。

たとえば、このような人権侵害はさまざまな法的、医療的な必要条件に反映されており、断種手術もその中に含まれる。トランスジェンダーやインターセックスの人々は、希望するジェンダーに適合する出生証明書やその他の法的書類を手に入れるために、これらの必要条件にさらされている。

とりわけインターセックスの人々は、審美的手術などの医学的には不必要な手術を幼児期に受けさせられ、生殖能力を奪われてきた。当人や親または保護者へのインフォームド・コンセント無しにである。このような行為もまた、国際的な人権団体や、国内の裁判所により、人権侵害であるとして認識されてきた」

（出典）[http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/112848/1/9789241507325\\_eng.pdf](http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/112848/1/9789241507325_eng.pdf)

## 資料⑤ 諸外国の法令・判例

### ⑤-1 マルタ

個人の性別の承認と登録および変更の効果に関する規則ならびに個人の性的特徴の承認と保護に関する法律（2015年法11号）（谷口洋幸訳）

第1条 [名称] 本法の略称は性自認・ジェンダー表現・性的特徴法2015とする。

第2条 [定義] 本法において、特別の規定が無い限り；

「管理者」は公的登録管理者（the Director for Public Registry）を指す。

「ジェンダー表現」は、個人の性自認の表明（manifestation）および／または他者から認識されるそれを指す。

「性自認」は、身体に関する個人的な感覚（自由に選択されるならば、医学的、外科的または他の手段による身体的外観や機能の変更を含む）および名前・服装・言葉遣い・作法を含むジェンダーに関する表現を含む、出生時に割り当てられた性と一致する場合も一致しない場合もあるジェンダーに関する各個人の内面的および個別の経験を指す。

「性別表記」は、特定の性分類に個人を位置づける識別を指す。

「分野横断チーム」は、第14条により設置されたチームを指す。

「大臣」は、平等担当大臣を指す。

「未成年」は、18歳に満たない者を指す。

「公証人」は、公証人・公文書法にもとづきマルタ国内の公証人として従事する資格を持つ者を指す。



「性的特徴」は、生殖器官および生殖器および／または染色体構造およびホルモンなどの一次的特徴、および、筋肉量、体毛、乳房および／または体組成などの二次的特徴を含む、個人の染色体・性器・解剖学的な特徴を指す。

### 第3条 [性自認についての権利 (Right to gender identity)]

- (1) すべてのマルタ国民は以下の権利を有する。
  - (a) 自らの性自認の承認。
  - (b) 自らの性自認にもとづく人格の自由な発展。
  - (c) 自らの性自認に従った処遇および、特に身分を公証する書類に自らの性自認に従って記載されること。
  - (d) 身体の一部性および身体的自律。
- (2) 本法の各規定は次のことを害しない。
  - (a) 親の立場または婚姻から生じる個人の権利、関係性および義務は何らの影響を受けない。
  - (b) 遺言意思の明確に示されている場合に限らず個人の相続から生じる権利や義務、または性自認 [の表記] の変更日以前に与えられたまたは獲得した権利は何らの影響を受けない。
  - (c) 第三者が獲得したいかなる私法上の権利や物権または性自認 [の表記] の変更前に獲得した特典や債権者の抵当権は何らの影響を受けない。
- (3) 個人の性自認はいかなる場合も尊重を受ける。
- (4) 性自認についての権利の行使にあたり、個人は性器形成の全体または部分的な手術、ホルモン療法その他の精神医学的、心理学的または医学的措置について証明書の提供を要求されない。

### 第4条 [性自認の変更]

- (1) すべてのマルタ国民は、自身が自己決定した性自認を反映させるために、登録された性別および／または希望する場合には名前の変更を管理者に申し立てる権利を有する。
- (2) 申請は第5条2項に定める登録申請書による。
- (3) 管理者は第5条にもとづいて発行される宣言公正証書(the declaratory public deed)以外の証拠を求めてはならない。
- (4) 管理者は公的登録管理所に公証人が宣言公正証書を提出してから 15 日以内に申請者の出生届 (the act of birth) に付記しなければならない。
- (5) 民法第249条の規定を準用する。
- (6) (a) 第1項による申請を行った個人は、注釈 (annotation) の詳細を特定せずに裁判所の命令または本法の規定にもとづいて記載された注釈の記載をも求めるために、注釈のから生じた事項を記載した出生届証明謄本 (a full certificate of the act of the birth) の発行を要請することができる。
  - (b) 出生届の名前および性別の訂正を公証修正裁判所 (the Court of Revision of Notarial Acts) に申し立てた者は、注釈の詳細を特定せずに裁判所の命令または本法の規定にもとづいて記載された注釈の記載をも求めるために、注釈のから生じた事項

を記載した出生届証明謄本の発行を要請することができる。

(c) 本条にもとづく出生届証明書の発行の請求を受けてから7日間は、管理者は、本条に別段の定めがある場合を除き、従前の出生届で登録されたいかなる情報も提供してはならない。

(7) 従前の出生届の情報および写しは、以下の場合に提供される。

(a) 証明書に記載される本人の同意がある場合。

(b) そのような同意がない場合は、裁判所（任意管轄部門）または証明書や情報の提供の必要性に関する理由を認定する他の裁判所の命令にもとづき、裁判所が、すべての関連する事情を考慮し、証明書や情報を請求する者の権利または正当な利益の防御または保護の必要性が、証明書に言及された個人のプライバシーの権利に勝ると判断された場合。

(8) 難民法および関連法令にもとづいて国際的保護を認められた個人で、登録された性別および希望する場合には名前を望む場合、難民委員（the Commissioner for Refugees）の面前で自己の決定する性別と名前を述べる宣誓の確認を宣言する。難民委員は15日以内に難民申請書および保護認定書の修正記載を行う。

#### 第5条 [公証人 (notary) の役割]

(1) 宣言公正証書は以下の内容を含めて記載する。

(a) 申請者の出生届の写し。

(b) 本人の性自認が出生届に指定されたものと一致しない旨の明確、明白かつ十分な情報を得た申請者の宣言。

(c) 性別の特徴に関する詳述。

(d) 申請者が登録を希望する名前。

(e) すべての記載内容は公証人法（the Notarial Profession and Notarial Archives Act）に基もとづく。

(2) 公証人はいかなる宣言公正証書の記載にあたり精神医学的、心理学的または医学的文書を求めてはならない。

(3) 出生届を受領した公証人は、公証人法50条にもとづき、管理者に通知しなければならない。

第6条 [発効日] 第4条第4項による管理者の付記の発効日は、本法の趣旨に照らして、本人が付記された性別に属する者となる効果的な日付が考慮されなければならない。

#### 第7条 [未成年者]

(1) 未成年者の親権者または後見人は、未成年者の性自認を反映するために登録された未成年者の性別および名前の変更を裁判所に求める申請書を民事裁判所（任意管轄部門）登録所に提出することができる。

(2) 第1項のもとで未成年者のための申請があった場合、裁判所は、

(a) 子どもの権利条約にあらわされた子の最善の利益が最大限に考慮されることを確保し、

(b) 未成年者の年齢と成熟度を考慮して未成年者の意見を適正に重視する。

(3) 裁判所が第1項の申請に応じる場合には、未成年者の出生届に記録された性別と名前の変更を管理者に命ずる。

(4) 出生届に性別を申告していない未成年者の親権者または後見人は、未成年者が18歳になる前に、未成年者の発達段階と最善の利益を考慮し、性別および本人が[名前の]変更を望む場合は明示的同意を得た上で名前を申告するために申請書を民事裁判所(任意管轄部門)登録所に提出しなければならない。民事裁判所(任意管轄部門)は未成年者の出生届に記録された性別と名前の登録を管理者に命ずる。

#### 第8条 [出生届の修正]

(1) 出生届謄本の利用は単にもっぱら18歳に達した者かつ当該出生届の関係者または裁判所の命令による者に限定される。

(2) 申請当時に未成年者でない者が本法による出生届の修正を完了した場合、さらなる変更は裁判所の命令によってのみ可能である。

#### 第9条 [外国における決定の取り扱い]

(1) 管轄を有する外国の裁判所または当該国の法律にもとづいて行われた権限機関により判断された個人の性自認に関する最終決定は、マルタ国内において承認される。

(2) 管轄を有する外国の裁判所または当該国の法律にもとづいて行われた権限機関により承認された男性または女性以外の性別表記、あるいはその不記載は、マルタ国内において承認される。

#### 第10条 [他の公文書の修正]

(1) 申請者は、宣言公正証書の発効から1ヶ月以内に、出生届の他に修正が必要な民事身分届(the acts of civil status)を管理者に提示しなければならない。

(2) 本法にもとづく出生届の修正に関連して、個人は第6条の指定日から15日以内に、管轄する機関に対して、身分証および他の身分関連証の修正、および、出生届の修正を反映した性別と名前が示された新しい身分証および他の身分関連証の発行を申請しなければならない。

(3) 個人はまた、規定された料金を支払い、他の管轄する機関、部署、雇用者、教育その他の組織に性別と名前の変更を示した公的文書や証明書の発行を申請することができる。

#### 第11条 [罪]

(1) 本法の規定を利用した個人について故意に暴露し、あるいは個人を侮辱または罵った者は、1,000ユーロ以上5,000ユーロ以下の罰金(fine)に処する。

(2) 刑法第83B条の規定[=憎悪犯罪(類型に性的指向や性自認も含まれる)への刑の加重]に照らして、犯罪がジェンダー表現および性的特徴にもとづく場合、罰則は当該規定にもとづく。

(3) 本法の規定を故意に違反した者は、500ユーロ以上1,000ユーロ以下の罰金(fine)に処する。

第12条[情報保護]本法に関連する職務から離れた者は、個人情報保護法(the Professional Secrecy Act and the Data Protection Act)に沿って、その内容を公にしてはならない。

公証人法にもとづく第5条の公正証書の写しは、本条の違反を構成するため、発行しないものとする。

### 第13条 [反差別および平等促進]

(1) すべての基準・規則・手続は性自認についての権利を尊重しなければならない。いかなる基準・規則・手続も性自認についての権利の行使を制約・制限・無効化してはならず、あらゆる基準は常に当該権利にもとづいて利用可能な方法で解釈・施行しなければならない。

(2) 公務員 (the public service) は違法な性的指向・性自認・ジェンダー表現・性的特徴差別およびハラスメントの撤廃を確保する義務を負い、職務は性的指向・性自認・ジェンダー表現・性的特徴にかかわらずすべての人の機会の平等を確保しなければならない。

(3) 本法の規定は個人情報保持および／またはジェンダーに関する情報を収集する民間部門、全公共部門、公共サービス部局、機関および全権限機関に適用される。書類・記録・情報は、遅くとも本法の施行後3年以内に、本法に示される新しい基準を反映すべく点検および変更されなければならない。

### 第14条 [身体の一部性および身体的自律の権利 (Right to bodily integrity and physical autonomy)]

(1) 未成年者の性的特徴に対して、本人の十分な説明による同意 (informed consent) が可能となるまで延期可能な性別適合 (sex reassignment) の医療処置および／または医療行為を医療従事者または他の専門家が施すことは違法である。

未成年者の性的特徴に対する性別適合の医療処置および／または医療行為は、未成年者の親権者または後見人を通して本人が十分な説明による同意を示した場合のみ実施できる。

(2) 特別な状況において分野横断チームと同意を示せない未成年者の親権者または後見人の立場にある者が合意した場合に処置を行うことができる。

未成年者の合意なく社会的要因に動機づけされた医療行為は本法に違反する。

(3) 分野横断チームは3年の任期および3年の任期更新をもって大臣より任命される。

(4) 分野横断チームは大臣が適切と判断する専門家により構成される。

(5) 未成年者の親権者または後見人の同意を得て未成年者が治療への決意を示した場合、医療従事者は、

(a) 子どもの権利条約にあらわされた子の最善の利益が最大限に考慮されることを確保し、

(b) 未成年者の年齢と成熟度を考慮して未成年者の意見を重視する。

### 第15条 [ヘルス・サービス]

性またはジェンダーに関する心理社会的カウンセリング、支援、医療行為を望むすべての人は、心理学者、医療従事者、ピア・カウンセリングによる専門的かつ個別対応の支援を受けることができる。当該支援は診断または自己言及の日から必要な期間まで実施される。

第16条 [治療指針 (treatment protocol)]

- (1) 大臣は、健康を管轄する大臣と協議の上、作業部会を任命する。
- (2) 作業部会は議長および9名の委員で構成される。
- (3) 議長は12年以上の経験を有する医師とする。
- (4) 委員は3名の人権問題専門家、3名の心理社会専門家、3名の医療専門家とする。
- (5) 大臣は本法施行後3ヶ月以内に作業部会を指名する。
- (6) 作業部会は現行の治療指針を現在の医療における裁量の実践と人権基準に沿って見直し、任命から1年以内に、現行の治療指針の改正に関する勧告を付した報告書を作成する。

第17条 [規制権限 (Power to make regulations)] 大臣は本法規定の効率化のため、および、本法規定に合致する性自認を一般的に調整する規則を制定することができる。

第18条 [民法の改正] 民法を次のように改正する。

- (a) 同第4条11項の直後に、以下の項を追記する。

“(12) 同性パートナー間の外国における婚姻の登録申請について、婚姻した者は以下の選択を行うものとする。

- (a) 婚姻当事者一方の名字を双方が使用する、または、双方の名字を双方が使用する。
- (b) 元の名字を維持する。

本項にしたがって選択肢が示されない場合は、婚姻当事者は元の名字を維持するものとする。”

- (b) 同257A条から267D条までを、両条を含めて削除する。

(c) 同278条(c)項の「子の性 (sex of the child)」を「子の性 (the sex of the child)」に置き換え、その直後に以下の条項を追記する。

“未成年者の性別に関する身分証明は、未成年者の性自認が決定されるまで記載されないものとする。”

第19条 [男女平等法の改正] 男女平等法第2条を次のように改正する。

(a) 「差別 (discrimination)」を定義する同1項において、「性自認 [にもとづくものであり]、かつ、それらを理由に他者の現在、過去または未来の取り扱いと比較して不利に個人を取り扱うことであり、「差別すること (discriminate)」もそのように解釈する」の文言を、「性自認、ジェンダー表現、性的特徴 [にもとづくものであり]、かつ、それらを理由に他者の現在、過去または未来の取り扱いと比較して不利に個人を取り扱うことであり、「差別すること (discriminate)」もそのように解釈する」に置き換える。

(b) 同3項の「または性自認」の文言を、「または性自認、ジェンダー表現、性的特徴」に置き換える。

(c) 同3項a号の「または性自認」の文言を、「または性自認、ジェンダー表現または性的特徴」に置き換える。

(d) 同3条c号の「または性自認」の文言を、「または性自認、ジェンダー表現または性的特徴」に置き換える。

(e) 同3項d号の「当該規定、基準、実行が適切かつ必要で性に関連しない客観的要因

により正当化できる場合に限り、性自認 [による不利な扱いは] の文言を、「当該規定、基準、実行が適切かつ必要で性に関連しない客観的要因により正当化できる場合に限り、性自認、ジェンダー表現または性的特徴 [による不利な扱いは]」に置き換える。

## ⑤-2 ドイツ

「名前の変更と性別属性の決定に関する特例法」(抄) (1980年) (最終改正 2017年)

### 第2章 性別属性の決定

第8条 (前提) 人が、トランスセクシュアルな特性によって、生まれたときに割り当てられた性別ではなく、他方の性別に属していると感じ、少なくとも3年以上、自分の性自認に合わせて生活したいと望んでいる場合には、本人の申告に基づき、裁判所において他方の性別に属するものと決定される。

(注記) 性別変更の不可逆要件 (いったん性別を変更した後にもとの性別に戻ることを禁じる) (1号) 等は1982年、生殖不能要件 (3号) と性別適合手術による身体近似の要件 (4号) は2011年の連邦憲法裁判所違憲判決によって無効とされた。

(出典) ドイツ司法省 <https://www.gesetze-im-internet.de/tsg/TSG.pdf>

## ⑤-3 フランス

### ⑤-3-1 (1) 差別との闘いの領域における共同体法の適用にかかる諸条項に関する 2008年5月27日の法律 2008-496号 (抄)

Loi n° 2008-496 du 27 mai 2008 portant diverses dispositions d'adaptation au droit communautaire dans le domaine de la lutte contre les discriminations (鈴木 尊紘訳)

#### 第1条

それが真実のことであれ、仮定的なことであれ、その者がある民族若しくは人種に属していること又は属していないこと、その者の持つ宗教、信条、その者の年齢、障害、性的指向又は性別を理由として、その者が比較可能な状況において、他の者が取り扱われるか、取り扱われたか又は取り扱われたであろうよりも不利益に取り扱われる場合に、直接差別が生じる。

表面上は中立的な条項、基準又は慣行であるが、第1文で挙げた理由の一つにより、その条項、基準又は慣行が他の者と比較して特に不利な状況を引き起こし得る場合には、その条項、基準又は慣行が適法な目的により客観的に正当化され、かつ、その目的を達成するための手段が必要及び適切であるときを除き、間接差別が生じる。

差別とは、次に掲げることも含む。

1° 第1文で挙げられた理由の一つに関係する行為並びにある者が被る性的な含意のある及びその者の尊厳を侵し、又は敵対的、冒瀆的若しくは攻撃的な環境を作り出す目的又は効果を有する行為

2° 第2条で禁止する行為をするようにある者に命じること

#### 第2条

平等性の原理の尊重を保障する他の規則の適用を除き、

1° それが真実のことであれ、仮定的なことであれ、その者がある民族若しくは人種に属していること又は属していないことを理由とする直接又は間接のあらゆる差別は、社会的保護、健康、福利厚生、教育、物品及びサービスへのアクセス又はその支給の領域において禁止する。

2° 性別、それが真実のことであれ、仮定的なことであれ、その者がある民族若しくは人種に属していること又は属していないこと、その者の持つ宗教、信条、その者の障害、年齢又は性的指向を理由とする直接的又は間接的なあらゆる差別は、労働組合又は職業的組織への所属及びそこでの活動（その組織から与えられる利益も含む）、採用、雇用、職業訓練及び労働訓練（自営業又は非営利の労働を含む）並びに労働条件及び昇進の領域において禁止する。

ただし、前項に掲げられる理由を基にした異なる取扱いが、職業上極めて重要かつ決定的に必要であるとき及びその目的が正当であり、その必要性が妥当なものであるときに限り、上記の原則は、異なる取扱いを設定することの妨げにはならない。

3° 妊娠又は出産（出産休暇を含む）を理由とするあらゆる直接又は間接差別は、禁止する。

ただし、この原則は、上記の理由での女性に対する有利な措置を講ずることの妨げにはならない。

4° 性を理由とする直接又は間接差別は、物品及びサービスへのアクセス並びにその支給の領域において禁止する。

ただし、この原則は、次に掲げることの妨げにはならない。

—物品及びサービスが専ら又は本来的に男性又は女性に支給されることが正当な目的によって正当化され、かつ、その目的に達する方法が不可欠であり、適当である場合に、性の違いにより採られる措置

—保険法典L. 第 111-7 条に規定する条件（注 1）に従った保険金の特別支給及び還付金の計算

—性別による生徒のグループ分けによる教育編成

### 第 3 条

差別事件について良心から証言した者又はそのことについて詳しく語った者は、そのことにより、不利に取り扱われてはならない。

（以下、略。）

### 第 4 条

直接又は間接差別の犠牲者であると推定されるあらゆる者は、権限を有する裁判所に対し、差別の存在を推定させる事実を提示する。この事実に関する情報に対し、あらゆる差別とは異なる客観的な情報によって、問題となっている措置を正当化しなければならないのは、被告側であるものとする。

この条は、刑事裁判には適用されない。

（注 1） 保険法典L. 第 111-7 条に該当する場合、すなわち、原則的には保険金の特別支給及び還付金

の計算において男女差別があってはならないが、性別がその保険がカバーするリスクに大きく関係するとき（例えば、乳がん保険等）には、この原則の適用除外となる。

（出典）鈴木尊紘「フランスにおける差別禁止法及び差別防止機構法制」『外国の立法』242（2009.12）、64-65頁。

### ⑤—3—（2）フランス改正法「2016年11月18日21世紀の司法の現代化法」

（身分証書上の性別記載の変更に関して、2016年法律によって改正。医療的措置や外科手術または不妊手術を、性別記載変更の要件から除外した。）

（JORF no. 0269 du 10 novembre 2016）

56条 以下の規定を民法に挿入する。

#### 民法 61-5 条

成人、または親権から解放された未成年者は、身分証書上の性別が本人の外観や認識されている性別に一致していないという事実を十分に立証した場合、その性別の記載を変更することができる。

これらの事実の主要なものは、次の通りである。またその事実の証明は全ての手段によって行うことができるが、

1. 本人が、要請している性別であることを公に示していること。
2. 本人が、家族、友人、職業的關係において、要請している性別として知られていること。
3. 本人が、要請している性別に合致する名前に変更していること。

#### 61-6 条

申請は、大審裁判所へ提出する。

申請者は、出生証書における性別に関する記載の変更について、自由で明確な同意を示し、またその申請を証明する証拠のすべてを作成する。

医療的措置や外科手術、または不妊手術を受けていないという事実は、申請の権利を拒否する理由とはなりえない。

裁判所は、申請者が 61-5 条の定める要件を満たすか否かを確認し、出生証書の性別記載、場合によっては名前の変更を決定する。

#### 61-7 条

性別、場合によっては名前の修正決定に関する記載は、この判決が既判力を有してから 14 日以内に、共和国検察の申立により、申請者の出生証明書の余白に記載される。

61-4 条の例外として、申請者の性別記載の修正判決に合致する名前の変更は、申請者あるいは申請者の法定代理人の同意により、配偶者および子の身分証書の余白には記載されない。

100 条及び 101 条は、性別の修正に適用しうる。

#### 61-8 条

身分証書の性別記載の修正は、第三者との契約上の義務にも、またこの修正以前に確立



した親子関係にも、法的効果を及ぼさない。

#### ⑤—4 年齢要件に関する諸外国の法令

○法的性別変更年齢が成年年齢（18歳）と同じ国

スウェーデン、イギリス、スペイン、デンマーク

○法的性別変更年齢が成年年齢（18歳）より下の国

オランダ（16歳）、ノルウェー（16歳）

マルタ（16歳＝法的性別変更上の成年年齢）

○特例を認める国

アルゼンチン：18歳を原則とするが、18歳未満の場合には、当該未成年者の意思を確認した上で法定代理人が請求可能（法定代理人の同意が得られないときは担当判事が決定）。

アイルランド：18歳を原則とするが、16歳以上18歳未満の者については一定の要件（両親の同意、医師による診断書）を満たした場合に法的性別変更可能。

マルタ：法的性別変更については16歳を成人年齢とする。16歳未満の者は、裁判所に請求書を出して、裁判所が本人の意見や年齢・成熟度を踏まえて可否を判断。

ノルウェー：6歳以上16歳未満の者は、親が同行して手続をすれば可能。6歳未満の子については、出生時に身体的性別が不明確であった場合に専門家の診断書をさえて、親が請求する。

(参考)藤戸敬貴「法的性別変更に関する日本及び諸外国の法制度」『レファレンス』830号、2020年3月。

⑤—5 ヨーロッパ・中央アジア 54 ヶ国における法的性別変更の状況（2020年）（抜粋）

要件種別	成立年	手続保障		名前変更		申請		身体変更		家族	年齢制限	
		法的措置あり	行政措置あり（法的措置に替わる救済措置）	名前変更可	名前変更可（18歳以下の年齢制限なし）	自己決定（本人の意思表示のみで可）	診断書不要（医師等の専門家所見は不要）	医学的措置強制なし（外観要件なし）	性別適合手術強制なし（外観要件なし）	不妊手術強制なし（生殖不能要件なし）	離婚強制なし（非婚要件なし）	年齢制限なし（18歳以下の年齢制限なし）
法的性別変更の要件 ●=該当する ▲=一部地域が該当する 空欄=該当せず												
日本（特例法）○ 番号は5要件	2003	●		●			要	⑤	⑤	④	②	①
オーストリア			●	●	●			●	●	●	●	●
ベルギー	2017	●	●	●								
デンマーク	2014	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
フランス	2016	●	●	●	●		●	●	●	●		
ドイツ	2011 改正	●	●	●				●	●	●	●	●
ギリシア	2017	●	●	●			●	●	●	●		
アイスランド	2019	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
アイルランド	2015	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
イタリア		●	●	●					●	●		
ルクセンブルク	2018	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
マルタ	2015	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
オランダ	2013 改正	●	●	●				●	●	●		
ノルウェー	2016	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ポルトガル	2018	●	●	●			●	●	●	●		
ロシア		●	●	●					●	●		
スペイン	2007	●	●	●	●	▲	▲	▲	●	●	●	●
スウェーデン	2013 改正	●	●	●	●				●	●	●	
スイス		●	●	●	●				●	●	●	●
イギリス	2004	●	●	●	●			▲	●	●	●	
トルコ		●		●								
●54 ヶ国中該当する国の数		●41					●23			●41	●34	●23

（出典）Trans Rights Europe & Central Asia Index & Maps 2020 をもとに分科会において再構成  
<https://tgeu.org/trans-rights-europe-central-asia-index-maps-2020/>

## 資料⑥ SOGI (性的指向・性自認)の多様性に関する学長共同宣言 (2018年)

「1. 私たちは、大学にかかわるすべての人々が SOGI (性的指向・性自認)のあり方に関わる困難の中に取り残されることなく、潜在的な可能性を存分に発揮できるよう、個人の尊厳の尊重と多様性を認めあえる大学づくりを進めます。

2. 私たちは、SOGI の多様性を尊重するにあたって、各大学が蓄えてきた経験と知、そして不断に変化する社会的状況への認識を共有し、ともに新しい時代を切り拓くべく、大学間の積極的な連携をはかります。

3. 私たちは、SOGI を含む人々の多様性が尊重される社会の実現をめざし、教育・研究を通じて差別や偏見を社会からなくすための法・制度の実現を望む人々との連携を促進します。

2018年4月30日

明治大学学長土屋恵一郎

国際基督教大学学長日比谷潤子

津田塾大学学長高橋裕子

(出典) LGBT 法連合会編『日本と世界の LGBT の現状と課題—SOGI と人権を考える』かもがわ出版、2019年、156頁。

## 資料⑦ 医学教育における LGBT 教育

医学教育では、LGBT 患者の理解についての学習は、2016年度改訂版医学教育モデル・コア・カリキュラムの「C 医学一般 C-5-6 個人差」の学修目標の中に初めて登場した。学修目標⑤として、「ジェンダーの形成並びに性的指向及び性自認への配慮方法を説明できる」が設けられたのである。これを受けて、2017年から性的マイノリティの講義を医学科4年生に「医療と社会」という科目の一コマとして充てる大学もあらわれた。看護学における看護教育モデル・コア・カリキュラムでも、「B 社会と看護学」の「B-2 社会システムと健康」の B-2-2 の⑥として、「遺伝的・性的多様性を踏まえたうえで、環境と健康・生活との関連について理解できる」とし、性的多様性をカリキュラムの中に位置づけようとしている。また同じカリキュラムの中で、「D-3 発達段階に特徴づけられる看護実践 D-3-1 生殖年齢・周産期にある人々に対する看護実践」の学修目標でも、「③性の多様性を理解し、アセスメントできる」という目標が掲げられている。

## 資料⑧ 東京オリンピック憲章 (2018年)

「基本原則6 このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。」

## 資料⑨ スポーツ分野における SOGI 差別解消に向けた動き（紹介と解説）

### ⑨—1：東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会「持続可能性に配慮した調達コード」（2017年）

2017年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は「持続可能性に配慮した調達コード」を定め、関係企業等の人権保障を求め、調達物品等の製造・流通等において性的指向・性自認等の差別・ハラスメントの禁止を明記している。ただし具体策や検証は各企業等にほぼ委ねられており、課題があるといえる。

### ⑨—2：日本体育協会（現：日本スポーツ協会）「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」（2013年）

2013年に日本体育協会（現、日本スポーツ協会）が「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」で、指導者に対して性的指向や性自認に関する差別禁止を規定した。

「年齢、性別、性的指向（恋愛や性愛の対象としてどのような性を求めるか）や性自認（自分の性別に対する自己認識）、障がいの有無、国籍、文化、言語、民族、人種、宗教などの違いを理由とする、いかなる差別的な言動もしない、許さない」（11頁）

（出

典）[https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/rinri\\_guidelines.pdf](https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/rinri_guidelines.pdf)

### ⑨—3：スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉」「同〈一般スポーツ団体向け〉」（2019年）

2019年にスポーツ庁が「スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉」「同〈一般スポーツ団体向け〉」を定め、営利非営利を問わずスポーツ団体が、役職員・指導者・選手・競技者等に対して、「人種、信条、性別、性的指向及び性自認、社会的身分等に基づく差別の禁止」、ハラスメントや暴力の根絶について、研修/教育を促進・充実させるとともに、通報窓口等の設置・周知を進めるよう、求めている。しかしながら、これらガバナンスコードにおいて人権の語が一度も使われておらず、人権保護の理念に立脚したものとは位置づけられていない。

「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」では、「指導者、競技者等向けのコンプライアンス教育を実施するに当たっては、例えば、以下の内容を取り扱うことが考えられる。①暴力行為、セクハラ、パワハラについて、②人種、信条、性別、性的指向及び性自認、社会的身分等に基づく差別の禁止について（以下略）」と記載されている。

## 資料⑩ 性的マイノリティに対する政治家等による差別的な言動例

### ⑩—1：政治家等による発言・文章として報道された例

「同性愛は異常なのだ。異常人間の行動を正当化した報道はするな」

「異常人間が多くなれば人類の破滅、まじめな人間をほめる方法を考えろ、異常なことをすることを取り上げる必要はない」

「正常な形でない人を支援する必要はない」

「(国賓の) パートナーが同性だった場合、私は(晩餐会への出席には) 反対だ。日本国の伝統には合わないと思う」

「LGBT のカップルのために税金を使うことに賛同が得られるものでしょうか。彼ら彼女らは子供を作らない、つまり『生産性』がないのです」

「LGBT で同性婚で男と男、女と女の結婚。これは批判したら変なことになるから、いいんですよ。もちろんいいんですよ。でも、この人たちがばかりになったら国はつぶれちゃうんですよ」

「男性器のついたトランスジェンダーを女湯に入れないと差別になってしまう」

## ⑩—2：メディアにおける性的マイノリティに対する差別的な言動例

報道されている例として、あるニュース番組(2019年5月13日放送分)で、リポーター役の2人が、性別の分かりづらい一般人に保険証を提示させたり、胸を触ったりして男性と確認した。番組内で、VTR終了後に、スタジオ内にいた作家がこの企画を批判し、現場レポートをした者は、5月14日、Twitterで謝罪と後悔の言葉を述べた(出典：朝日新聞2019年5月12日)。別系列のテレビ番組の2019年11月9日に放送された企画コーナーで、性自認が女性という人物を取り上げ、画面に「珍 女性のような男性」とテロップを出した。放送後、本人から「自分は性同一性障害で、男性と表現されショックを受けている」と電話があったという(出典：朝日新聞2019年11月14日)。

## 資料⑪ 啓発活動強調事項17項目——うち、(14)(15)がSOGI差別排除

(1) 女性の人権を守ろう、(2) 子どもの人権を守ろう、(3) 高齢者の人権を守ろう、(4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう、(5) 同和問題(部落差別)を解消しよう、(6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう、(7) 外国人の人権を尊重しよう、(8) HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう、(9) 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう、(10) 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう、(11) インターネットを悪用した人権侵害をなくそう、(12) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう、(13) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう、(14) 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう、(15) 性自認を理由とする偏見や差別をなくそう、(16) 人身取引をなくそう、(17) 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう。

(出典) 法務省 [http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00005.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00005.html)

## 資料⑫ 国連人権諸機関からの日本政府への勧告——性的マイノリティの権利保障に関する言及を含む箇所

### ⑫—1 自由権規約委員会・総括所見(2014年)

「11. 委員会は、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及びトランスジェンダーの人々に対する社会的ハラスメントとスティグマの付与[レッテル貼り又は烙印付け]の報告について、並びに、自治体が運営する住宅制度から同性カップルを排除する差別的規定につい

て、懸念を有する（第2条及び第26条）。

締約国は、性的指向及び性同一性を含む、あらゆる理由による差別を禁止する包括的な反差別法を採択し、かつ、差別の被害者に対して効果的で適切な救済を提供すべきである。締約国は、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及びトランスジェンダーの人々に対する固定観念や偏見と闘うための意識啓発活動を強化し、これらの人々に対するハラスメントの申立てを調査し、かかる固定観念、偏見及びハラスメントの防止のために適切な措置をとるべきである。締約国は、また、自治体レベルで公的に運営されている住宅サービスに関して、同性カップルに対して適用されている資格基準に残されている制限を取り除くべきである。」

（出典）U.N. Doc CCPR/C/JPN/CO/6、 20 August 2014).

外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000054774.pdf>

#### ⑫-2 国連社会権規約委員会からの勧告（2013年）

「10. 委員会は、締約国が法改正を行う際、本規約の下の義務の遵守を確保しようと努力しているものの、規約の権利に関する限りにおいて、女性、非嫡出子及び同性のカップルに対する差別的規定が締約国の法制度に存在し続けていることに懸念をもって留意する（第2条2）。

委員会は締約国に対して、これらの人々を本規約の権利の行使及び享受に関連して直接的又は間接的に差別をしないことを確保するため、関連する法律を包括的に検討し、必要な場合には、改正することを要求する。」

（出典）E/C.12/JPN/CO/3、 10 June 2013（外務省仮訳）

#### ⑫-3 国連女性差別撤廃委員会からの勧告（2016年）

「不利な状況にあるグループの女性

46. 委員会は、アイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性などの先住民族や民族的マイノリティの女性とともに障害のある女性、LBT の女性及び移民女性といったその他の女性が複合的かつ交差的な形態の差別を引き続き経験しているとの報告を懸念する。委員会は特に、こうした女性たちの健康、教育、雇用へのアクセスが引き続き限られていることを懸念する

47. 委員会は、締約国がアイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性などの先住民族や民族的マイノリティの女性とともに障害のある女性、LBT の女性及び移民女性が経験している、健康、教育、雇用へのアクセス及び公的活動への参画とともに健康・教育サービスや職場での経験においても影響を与える、複合的かつ交差的な形態の差別を解消するための努力を積極的に行うことを要請する。」

（出典）CEDAW/C/JPN/CO/7-8、 7 March 2016（内閣府仮訳）

#### ⑫-4 国連人権理事会第3回普遍的審査における勧告（2018年）

「160. 58. ヘイトスピーチの禁止と合意なき性行動の処罰を明文化する観点から、女性、

婚外子、民族的・国民的マイノリティ、LGBTI の人々に対する差別的な法規定を撤廃すること（メキシコ）

160. 59. 年齢、ジェンダー、宗教、性的指向、エスニシティ、国籍を含むあらゆる形態の直接および間接差別の禁止を確保する観点から、包括的な差別の定義を含む、幅広く適用可能な反差別法を制定すること（オランダ）

160. 61. 年齢、ジェンダー、宗教、性的指向またはエスニシティを理由とするものを含む差別禁止法を制定し、ジェンダー平等を実現するために必要な措置を講じること（ノルウェー）

160. 63. 年齢、人種、ジェンダー、宗教、性的指向、民族的出自または国籍にもとづくあらゆる直接および間接差別を禁止・制裁するための包括的な反差別法を制定・施行すること（ドイツ）

160. 65. 性的指向・性自認を理由とする差別を含む国際的な義務・基準に沿った差別撲滅のための包括的な法律を制定すること（ホンジュラス）

160. 70. 性同一性障害者特例法の改正を含む、性的指向・性自認を理由とする差別に対処する措置をとること（ニュージーランド）

160. 71. 性的指向にもとづく差別の撤廃に関連する積極的取り組みを継続し、国家レベルで同性どうしの結びつきを承認すること（スイス）

160. 72. LGBTI の人々の権利を保護・促進するための包括的な反差別法を導入すること（アメリカ）

160. 73. 同性間パートナーシップの国家レベルでの正式な承認へと広げることを含め、いくつかの地方自治体や民間企業による性的指向・性自認を理由とする差別撤廃のための努力を推し進めること（カナダ）

160. 74. 特にジェンダー、エスニシティ、皮膚の色、性的指向、性自認に関するあらゆる差別に反対する行動を継続的に実施すること（コロンビア）

160. 75. 性的指向・性自認を含むすべての人およびあらゆる理由にもとづく差別からの平等な保護を提供するための包括的な反差別法の導入に向けて迅速に行動すること（アイルランド）

160. 84. 人種、エスニシティ、性的指向、性自認にもとづく差別禁止法の導入を含め、ヘイトスピーチへの効果的な取り組みおよびマイノリティの権利保護のために更なる措置をとること（オーストラリア）

160. 179. 同性カップルの場合も含め、すべてのDVの通報を捜査すること（東ティモール）」  
（出典）A/HRC/37/15、 Report of the Working Group on the Universal Periodic Review, 4 January 2018)

## 資料⑬ 国連人権諸機関からの改善勧告——包括的な差別禁止法の勧告

### ⑬-1 女性差別撤廃委員会・総括所見（2016年）

「10. 委員会は、本条約第1条に従った公的・私的の双方の領域における直接・間接双方の差別を含む女性に対する差別の包括的な定義が欠けていることを依然として懸念する。

委員会は、そのような定義の欠如は締約国における本条約の十分な適用の障害となることを想起する。

11. 委員会は、前回の勧告（CEDAW/C/JPN/CO/6、パラ 22）を改めて表明するとともに、活動の全ての分野において女性が直接・間接双方の差別から保護されることを保証するという観点から、本条約第 1 条に従い女性に対する差別の包括的な定義を国内法に早急に取り入れることを締約国に要請する。」

（出典）U. N. Doc. CEDAW/C/JPN/CO/7-8、 10 March 2016

### ⑬-2 人種差別撤廃委員会・総括所見（2018 年）

「7. 委員会は、前回の勧告（CERD/C/JPN/CO/7-9、パラグラフ 8-9）にもかかわらず、日本国憲法における人種差別の定義が、いまだ本条約第 1 条に沿うものではないこと及び人種差別を禁止する包括法が締約国に存在しないことを遺憾に思う。（第 1 条及び第 2 条）

8. 委員会は、締約国が、人種差別の定義を、本条約第 1 条第 1 項に沿ったものとするよう確保し、民族的又は種族的出身、皮膚の色及び世系に基づくものを含むものとするべきとの過去の勧告を強調する。また、委員会は、締約国が、本条約第 1 条及び第 2 条に沿った直接的及び間接的な人種差別を禁止する個別の包括的な法律を制定することを要請する。」

（出典）U. N. Doc. CERD/C/JPN/CO/10-11、 26 September 2018

### 資料⑭ パリ原則にもとづく国内人権機関の設置に関する国連人権諸機関からの勧告

[http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03\\_00153.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00153.html) (last visited 30 December 2019).

### ⑭-1 自由権規約委員会・総括所見（2014 年）

「7. 委員会は、人権委員会法案の 2012 年 11 月の廃案以来、統合的な国内人権機関を設立するために締約国が何らの進展を見せていないことに、遺憾の意を表明する（第 2 条）。委員会は、前回の勧告（CCPR/C/JPN/CO/5、para. 9）を想起し、締約国に対して、人権の促進と保護のための国内機関に関する諸原則（パリ原則）（総会決議 48/134、附属文書）に沿って、人権に関する幅広い権限を持ち、政府から独立した国内人権機関を設立することを再考し、それに対して十分な財政的及び人的な資源を提供するよう勧告する。」

（出典）U. N. Doc. CCPR/C/JPN/CO/6、 20 August 2014.

### ⑭-2 女性差別撤廃委員会・総括所見（2016 年）

「14. 委員会は、締約国が「国内人権機構の地位に関する原則」（パリ原則）に準じ、複合的な形態の差別からの保護を含む女性の権利の保護及び促進のための幅広い権限を有する独立した国内人権機構を設立していないことにあらためて懸念を表す。

15. 委員会は、締約国がパリ原則（1993 年 12 月 20 日付国連総会決議 48/134）に準じ、女性の人権と男女平等についての権能を有する独立の国内人権機構を明確な期限を定めて設置するよう前回の勧告（CEDAW/C/JPN/CO/6、パラ 24）を改めて表明する。」

（出典）U. N. Doc. CEDAW/C/JPN/CO/7-8、 10 March 2016.



### ⑭-3 人種差別撤廃委員会・総括所見（2018年）

「9. 委員会は、人権擁護法案の制定手続が2012年に中断され、それ以降国内人権機構の設置に関し何ら進展がないことを懸念する。

10. 締約国が、2017年の普遍的・定期的レビューにおける国内人権機構の設置に向けた努力の促進に関する勧告のフォローアップを受け入れたことに留意しつつ、委員会は、締約国に対し、パリ原則（国連総会決議48/134、別添）に従い、人権の促進及び保護に関する広範な権限を有する国内人権機構を設置することを勧告する。」

（出典）U.N. Doc. CERD/C/JPN/CO/10-11、26 September 2018.

### 資料⑮ 多様な性をめぐる競技への参加資格（日本スポーツ協会ガイドラインから）（2020年）

「性の区別をめぐるスポーツ界のルールの変化

国際オリンピック委員会（IOC）は、2000年に女性選手の性別を確認する検査を廃止しました。その主な理由は、①医学的には性を明確に区別することはできないこと、②人権を侵害しないことのほうが競技の公平性を維持するよりも重視されるべきであること、という2つでした。2004年には、IOCや世界陸連（WA）は一定の条件の下で性別を変更した選手の参加を承認するルールをつくりました。このルールは、選手自身が自認する性で自分らしく競技をするための第1歩となりました。現在、世界のルールは、選手の自分らしさを守ることと、競技の公平性を維持することの狭間で揺れ動いています。IOCやWAは下表のような参加規定を設けていますが、これにより、ありのままの自分では競技に参加できない選手の訴えも続いています。バスケットボールでは、身長の高い選手が不公平な存在だとして競技から排除されることはありません。これと同様に、選手が性自認に合った、ありのままの自分として競技ができる仕組みづくりが必要です。」

IOCによるトランスジェンダー選手の参加規定 (2019年12月現在)	WAによるDSDs選手の参加規定 (2019年12月現在)
<p>次の要件を満たす必要がある</p> <p>(1)性自認の宣言(宣言後4年間に変更不可)</p> <p>(2)トランス女性(MtF)選手では</p> <p>①出場前最低1年間、血中テストステロンレベルが10nmol/l以下</p> <p>②女子カテゴリーで競技を希望する期間中を通して血中テストステロンレベルが10nmol/l以下であること</p>	<p>(1)6つの条件(①年齢、性別適合の医学的措置の②開始時期、③内容、④開始後の経過時間、⑤アンドロゲン・レベル、⑥措置後の対処とモニタリングの内容・期間・結果)について選手ごとに判断</p> <p>(2)女子400mから1マイル(約1,600m)までの走種目に参加するDSDsの女性は血中テストステロンを6か月以上継続して5nmol/l以下に抑制する</p>

\*DSDsの参加規定(2)の対象は性染色体「XY」を有する女性

（注）DSDs（Differences of Sex Development）：体の性の様々な発達。日本語では「性分化疾患」と訳されることが多い。（ガイドライン、6頁）

（出典）公益財団法人日本スポーツ協会「体育・スポーツにおける多様な性のあり方ガイドライン～性的指向・性自認（SOGI）に関する理解を深めるために～」2020年2月29日、

17 頁。

[https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/supoken/doc/jspo\\_sogi\\_guideline0229high.pdf](https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/supoken/doc/jspo_sogi_guideline0229high.pdf)

## <参考資料1>審議経過

平成30年

3月7日 法学委員会社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会（第1回）  
役員の選出、第24期の活動方針について

5月31日 法学委員会社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会（第2回）  
ゲストによる報告（報告各40分＋討論60分）

—トランスジェンダーについて—

①三橋 順子氏（性社会・文化史研究者）

②針間 克己氏（精神科医・はりまメンタルクリニック院長）

今後の課題について

・12月19日 シンポジウム（チラシ参照）

令和元年

10月7日 法学委員会社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会（第3回）  
2018年12月シンポジウムの結果と今後の課題

提言作成について

12月23日 法学委員会社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会（第4回）  
提言について

令和2年

1月27日 法学委員会社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会（第5回）  
提言案について

3月19日 法学委員会社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会（第6回）  
シンポジウム準備会——提言案をめぐる意見交換会

二宮 周平（分科会委員）

「日本学術会議法学委員会LGBTI分科会からの提言」

土井 香苗（ヒューマン・ライツ・ウォッチ日本代表）

「トランスジェンダーと人権：報告書『高すぎるハードル』から」

原 ミナ汰（LGBT 法連合会共同代表）

「性同一性障害者特例法改正とSOGI差別解消法制度のあり方」

コメント

三橋 順子（性社会文化史研究者）

針間 克己（はりまメンタルクリニック院長）

谷合 正明（参議院議員、LGBT 議員連盟事務局長）

○月○日 日本学術会議幹事会（第○回）

提言「性的マイノリティの権利保障をめざして（Ⅱ）—トランスジェンダーの尊厳を保障するための法整備に向けて—」について承認

<参考資料2> 公開シンポジウムポスター

<p>開会挨拶 三成 美保 日本学術会議副会長、 奈良女子大学教授 企画趣旨説明 谷口 洋幸 日本学術会議連携会員、 金沢大学准教授</p>	<p>第一部 国におけるLGBT/SOGI施策 遠藤 智子 一社) 社会的包摂サポートセンター事務局長 神谷 悠一 LGBT法連合会事務局長 二宮 周平 日本学術会議連携会員、立命館大学教授</p>	<p>第二部 自治体におけるLGBT/SOGI施策 佐々木 康隆 東京都総務局人権部事業推進担当課長 TAKACO 自治体にパートナーシップ制度を求める会世話人 鈴木 秀洋 日本大学准教授</p>	<p>第三部 パネルディスカッション 谷口 洋幸 (司会)</p> <p>閉会挨拶 伊藤 公雄 日本学術会議第一部会員、 京都産業大学客員教授</p>
--	---	--	---

  

日本  
学術  
会議  
公開  
シン  
ポジ  
ウム

# LGBT/SOGI施策

## 国・自治体は何をすべきか



  

2018年 (平成30年)

# 12月19日 (水)

13:30~18:00 日本学術会議講堂 東京都港区六本木7-22-34



日本学術会議  
SCIENCE COUNCIL OF JAPAN



  

主催：法務委員会社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会、社会学委員会ジェンダー政策分科会  
 共催：LGBT法連合会  
 後援：文部科学省科学研究費補助金（基盤研究B）「LGBTQを含む性の多様性に関する法的問題の総合的研究」  
 （研究代表者・矢野恵美 琉球大学）

## 提言等の提出チェックシート

このチェックシートは、日本学術会議において意思の表出（提言・報告・回答、以下「提言等」という）の査読を円滑に行い、提言等（案）の作成者、査読者、事務局等の労力を最終的に軽減するためのものです<sup>1</sup>。

提言等（案）の作成者は提出の際に以下の項目を1～11をチェックし、さらに英文タイトル（必須）、英文アブストラクト（任意）、SDGs との関連の有無（任意）を記載し、提言等（案）に添えて査読時に提出してください。

記入者（委員会等名・氏名）：法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会・委員長：三成美保

和文タイトル

性的マイノリティの権利保障をめざして（Ⅱ）

ートランスジェンダーの尊厳を保障するための法整備に向けて一

英文タイトル（ネイティブ・チェックを受けてください）

Protection of Sexual Minority Rights (Ⅱ)——Development of Laws Seeking to Ensure Dignity of Transgender

	項目	チェック
1. 表題	表題と内容は一致している。	○1. はい 2. いいえ
2. 論理展開 1	どのような現状があり、何が問題であるかが十分に記述されている。	○1. はい 2. いいえ
3. 論理展開 2	特に提言については、政策等への実現に向けて、具体的な行政等の担当部局を想定していますか（例：文部科学省研究振興局等）。	○1. 部局名：法務省 2. いいえ
4. 読みやすさ 1	本文は 20 ページ（A4、フォント 12P、40 字×38 行）以内である。※図表を含む	○1. はい 2. いいえ
5. 読みやすさ 2	専門家でなくとも、十分理解できる内容であり、文章としてよく練られている。	○1. はい 2. いいえ
6. 要旨	要旨は、要旨のみでも独立した文章として読めるものであり 2 ページ（A4、フォント 12P、40 字×38 行）以内である。	○1. はい 2. いいえ

<sup>1</sup> 参考：日本学術会議会長メッセージ、「提言等の円滑な審議のために」（2014 年 5 月 30 日）。  
<http://www.scj.go.jp/ja/head/pdf/1>

7. エビデンス	記述・主張を裏付けるデータ、出典、参考文献をすべて掲載した。	○1. はい 2. いいえ
8. 適切な引用	いわゆる「コピペ」（出典を示さないで引用を行うこと）や、内容をゆがめた引用等を行わず、適切な引用を行った。	○1. はい 2. いいえ
9. 既出の提言等との関係	日本学術会議の既出の関連提言等を踏まえ、議論を展開している。	○1. はい 2. いいえ
10. 利益誘導	利益誘導と誤解されることのない内容である。	○1. はい 2. いいえ
11. 委員会等の趣旨整合	委員会・分科会の設置趣旨と整合している。	○1. はい 2. いいえ

※9で「はい」を記入した場合、その提言等のタイトルと発出委員会・年月日、既出の提言等との関係、相違点等について概要をお書きください

提言「性的マイノリティの権利保障をめざして——婚姻・教育・労働を中心に」（2017年9月27日）  
 今回提言は、前回提言発出後の社会変化をふまえたうえで、前回提言では十分に論じられなかったトランスジェンダーの権利保障に焦点を当てて論じた（前回提言との関係については、本文冒頭に明記した）。

※チェック欄で「いいえ」を選択した場合、その理由があればお書きください

◎ SDGs（持続可能な開発目標）との関連（任意）

以下の17の目標のうち、提出する提言等（案）が関連するものに○をつけてください（複数可）。提言等公表後、学術会議 HP 上「SDGs と学術会議」コーナーで紹介します。

1. ( ) 貧困をなくそう
2. ( ) 飢餓をゼロに
3. ( ) すべての人に保健と福祉を
4. ( ) 質の高い教育をみんなに
5. (○) ジェンダー平等を実現しよう
6. ( ) 安全な水とトイレを世界中に
7. ( ) エネルギーをみんなに、そしてクリーンに
8. ( ) 働きがいも経済成長も
9. ( ) 産業と技術革新の基盤をつくろう
10. (○) 人や国の不平等をなくそう
11. ( ) 住み続けられるまちづくりを
12. ( ) つくる責任つかう責任
13. ( ) 気候変動に具体的な対策を
14. ( ) 海の豊かさを守ろう
15. ( ) 陸の豊かさを守ろう
16. ( ) 平和と公正をすべての人に

## 17. ( ) パートナースhipで目標を達成しよう

※「持続可能な開発目標 (SDGs)」とは

2015年9月に国連総会が決議した「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が掲げた目標。

詳細は国連広報センターHPをご覧ください。

[http://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/2030agenda/](http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/)

---

### 提言等公表時のSDGs説明

この説明は、日本学術会議の意思の表出（提言・報告・回答、以下「提言等」という）を日本学術会議ホームページのSDGsコーナーで紹介し、多くの関係者の閲読を促進するためのものです。

提言提出時のチェックシートにおいてSDGsとの関連に記述した場合は、日本語紹介文と英文アブストラクトを記載し、提出してください。

記入者（委員会等名・氏名）：法学委員会社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会・委員長：三成美保

和文タイトル トランスジェンダーの権利保障を目指して——尊厳を保障するための法整備に向けて

#### ◎ SDGs（持続可能な開発目標）との関連

チェックシートで選択した項目に○をつけてください。

1. ( ) 貧困
2. ( ) 飢餓
3. ( ) 健康
4. ( ) 教育
5. (○) ジェンダー平等
6. ( ) 安全な水
7. ( ) エネルギー
8. ( ) 経済成長
9. ( ) 産業と技術革新
10. (○) 不平等
11. ( ) まちづくり
12. ( ) つくるつかう責任
13. ( ) 気候変動
14. ( ) 海の豊かさ
15. ( ) 陸の豊かさ
16. ( ) 平和と公正
17. ( ) パートナースhip

#### ◎ 和文紹介文 200字以内

本提言では、①「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（2003年）の廃止とそれに代わる新法（「性別記載変更法（仮称）」）の制定、②多様な分野で生じている人権侵害を防止するための性的マイノリティに特化した人権保障法の制定を求める。②の制定を通して、最終的には、③あらゆる差別の解消をめざす包括的な差別解消法の成立を展望したい。

#### ◎ 英文アブストラクト 150 words 以内

This recommendation looks at ① repealing the “Act on Special Cases in Handling Gender Status for Persons with Gender Identity Disorder” (2003) and enacting new legislation “Act to Change Legal Gender” (provisional name) to replace it, ② calling for the enactment of human rights protection laws specializing in sexual minorities to prevent human rights violations occurring in

different fields, and through ②, ultimately ③ establishing a comprehensive anti-discrimination law aimed at eliminating all forms of discrimination.

◎ キャッチフレーズ 20字以内

「尊厳」としてセクシュアリティを保障する

◎ キーワード 5つ程度

トランスジェンダー、SOGI、LGBT、性的マイノリティ、差別禁止法